

第 1 2 章 対象事業の実施による影響の総合的な評価

第12章 対象事業の実施による影響の総合的な評価

本事業の選定項目に係る環境影響評価の概要は、表 12-1 に示すとおりである。

表 12-1(1) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境保全措置																			
大気質	建設機械の稼働	<p>【回避・低減の観点】</p> <p>本事業では、右に示す環境保全措置を講ずることにより、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は、事業者の実行可能な範囲で可能な限り低減が図られていると評価する。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】</p> <p>最大着地濃度出現地点における二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は 0.032ppm であり、整合を図るべき基準等を下回っている。</p> <p>したがって、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;">建設機械の稼働に伴う大気質の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">将来予測濃度</th> <th rowspan="2">整合を図るべき基準等 (日平均値)</th> </tr> <tr> <th>年平均</th> <th>日平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大着地濃度出現地点 (計画地南側境界付近)</td> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.01633</td> <td>0.032</td> <td>0.04~0.06ppm までのゾーン内 又はそれ以下</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	項目	将来予測濃度		整合を図るべき基準等 (日平均値)	年平均	日平均	最大着地濃度出現地点 (計画地南側境界付近)	二酸化窒素 (ppm)	0.01633	0.032	0.04~0.06ppm までのゾーン内 又はそれ以下	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械は、排出ガス対策型建設機械を使用するように徹底する。 建設機械のアイドリングストップを徹底する。 建設機械の不必要な空ぶかしを行わないように徹底する。 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 建設機械の整備・点検を徹底する。 							
	予測地点	項目			将来予測濃度			整合を図るべき基準等 (日平均値)														
年平均			日平均																			
最大着地濃度出現地点 (計画地南側境界付近)	二酸化窒素 (ppm)	0.01633	0.032	0.04~0.06ppm までのゾーン内 又はそれ以下																		
	資材運搬等の車両の走行	<p>【回避・低減の観点】</p> <p>本事業では、工事中における資材運搬等の車両の走行に伴う大気汚染物質の排出による大気質への影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、大気質への影響の低減に努める。</p> <p>したがって、資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】</p> <p>予測結果は年平均値であるため、日平均値（二酸化窒素：日平均値の年間 98%値）に換算して評価を行った。年平均値から日平均値への換算は、「1）建設機械の稼働に伴う大気質への影響」と同様とした。</p> <p>資材運搬等の車両の走行に伴う二酸化窒素の評価は下表に示すとおり、道路端における二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は 2 地点とも 0.031ppm であり、整合を図るべき基準等を下回っている。</p> <p>したがって、資材運搬等の車両の走行に伴う二酸化窒素の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;">資材運搬等の車両の走行に伴う二酸化窒素の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">予測方向</th> <th colspan="2">二酸化窒素の将来予測濃度 (ppm)</th> <th rowspan="2">付加率</th> <th rowspan="2">整合を図るべき基準等 (日平均値)</th> </tr> <tr> <th>年平均値</th> <th>日平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 地点</td> <td>上り側</td> <td>0.01618</td> <td>0.031</td> <td>0.80%</td> <td rowspan="2">0.04~0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下</td> </tr> <tr> <td>B 地点</td> <td>上り側</td> <td>0.01618</td> <td>0.031</td> <td>0.74%</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	予測方向	二酸化窒素の将来予測濃度 (ppm)		付加率	整合を図るべき基準等 (日平均値)	年平均値	日平均値	A 地点	上り側	0.01618	0.031	0.80%	0.04~0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下	B 地点	上り側	0.01618	0.031	0.74%	<ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両は、最新の排出ガス規制適合車を使用し、ディーゼル車においては「埼玉県生活環境保全条例」に基づくディーゼル車の排出ガス規制に適合した車両の使用を徹底する。 資材運搬等の車両の計画的かつ効率的な運行計画を十分に検討し、車両による搬出入が一時的に集中しないように徹底する。 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。 資材運搬等の不必要な空ぶかしを行わないように徹底する。 資材運搬等の車両の整備・点検を徹底する。
予測地点	予測方向	二酸化窒素の将来予測濃度 (ppm)			付加率	整合を図るべき基準等 (日平均値)																
		年平均値	日平均値																			
A 地点	上り側	0.01618	0.031	0.80%	0.04~0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下																	
B 地点	上り側	0.01618	0.031	0.74%																		

表 12-1 (2) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境保全措置																																																																																																						
大気質	造成等の工事	<p>【回避・低減の観点】 本事業では、右に示す環境保全措置を講ずることにより、造成等の工事に伴う大気質への影響は、事業者の実行可能な範囲で可能な限り低減が図られていると評価する。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 各予測地点における降下ばいじん量の最大値は、0.90～1.92t/km²/月であり、すべての地点で整合を図る基準等を下回っている。 したがって、造成等の工事に伴う降下ばいじん量の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;">造成等の工事に伴う降下ばいじん量の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">ユニット等</th> <th colspan="4">降下ばいじん量 (t/km²/月)</th> <th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th> </tr> <tr> <th>春季</th> <th>夏季</th> <th>秋季</th> <th>冬季</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">A 地点 (計画地北側民家付近)</td> <td>土砂掘削</td> <td>0.03</td> <td>0.06</td> <td>0.02</td> <td>0.02</td> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">10t/km²/月 以下</td> </tr> <tr> <td>盛土</td> <td>0.84</td> <td>0.84</td> <td>0.84</td> <td>0.84</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>0.87</td> <td>0.90</td> <td>0.86</td> <td>0.86</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">B 地点 (計画地南側民家付近)</td> <td>土砂掘削</td> <td>0.04</td> <td>0.01</td> <td>0.07</td> <td>0.09</td> </tr> <tr> <td>盛土</td> <td>0.84</td> <td>0.84</td> <td>0.84</td> <td>0.84</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>0.88</td> <td>0.85</td> <td>0.91</td> <td>0.93</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">C 地点 (計画地内 残地民家付 近)</td> <td>土砂掘削</td> <td>0.02</td> <td>0.01</td> <td>0.02</td> <td>0.03</td> </tr> <tr> <td>盛土</td> <td>0.84</td> <td>0.84</td> <td>0.84</td> <td>0.84</td> </tr> <tr> <td>資材運搬等 車両の走行</td> <td>0.43</td> <td>0.36</td> <td>0.51</td> <td>0.61</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1.28</td> <td>1.22</td> <td>1.37</td> <td>1.48</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">D 地点 (計画地内 残地民家付 近)</td> <td>土砂掘削</td> <td>0.02</td> <td>0.01</td> <td>0.04</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td>盛土</td> <td>0.84</td> <td>0.84</td> <td>0.84</td> <td>0.84</td> </tr> <tr> <td>資材運搬等 車両の走行</td> <td>0.54</td> <td>0.25</td> <td>0.90</td> <td>1.03</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1.40</td> <td>1.11</td> <td>1.78</td> <td>1.92</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">E 地点 (計画地北 側民家付近)</td> <td>土砂掘削</td> <td>0.42</td> <td>0.65</td> <td>0.29</td> <td>0.13</td> </tr> <tr> <td>盛土</td> <td>0.84</td> <td>0.84</td> <td>0.84</td> <td>0.84</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1.26</td> <td>1.49</td> <td>1.13</td> <td>0.97</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	ユニット等	降下ばいじん量 (t/km ² /月)				整合を図るべき基準等	春季	夏季	秋季	冬季	A 地点 (計画地北側民家付近)	土砂掘削	0.03	0.06	0.02	0.02	10t/km ² /月 以下	盛土	0.84	0.84	0.84	0.84	合計	0.87	0.90	0.86	0.86	B 地点 (計画地南側民家付近)	土砂掘削	0.04	0.01	0.07	0.09	盛土	0.84	0.84	0.84	0.84	合計	0.88	0.85	0.91	0.93	C 地点 (計画地内 残地民家付 近)	土砂掘削	0.02	0.01	0.02	0.03	盛土	0.84	0.84	0.84	0.84	資材運搬等 車両の走行	0.43	0.36	0.51	0.61	合計	1.28	1.22	1.37	1.48	D 地点 (計画地内 残地民家付 近)	土砂掘削	0.02	0.01	0.04	0.05	盛土	0.84	0.84	0.84	0.84	資材運搬等 車両の走行	0.54	0.25	0.90	1.03	合計	1.40	1.11	1.78	1.92	E 地点 (計画地北 側民家付近)	土砂掘削	0.42	0.65	0.29	0.13	盛土	0.84	0.84	0.84	0.84	合計	1.26	1.49	1.13	0.97	<ul style="list-style-type: none"> ・ 造成箇所や資材運搬等の車両の仮設道路には適宜散水を行い、造成工事に伴う粉じんの飛散を防止する。 ・ 工事区域出口に洗浄用ホース等を設置し、資材運搬等の車両のタイヤに付着した土砂の払い落としや場内の清掃等を徹底する。 ・ 計画地内の土砂の運搬時には、必要に応じてシートを被覆し、資材運搬等の車両の走行に伴う粉じんの飛散を防止する。 ・ 必要に応じて、造成地をシートにより被覆し、裸地からの粉じんの飛散を防止する。 ・ 計画地内の土砂等の運搬では、場内制限速度を厳守させ、粉じんの飛散防止に努める。 ・ 必要に応じ、施工区域の周囲には、防塵ネット又は防音を兼ねた仮囲いを設置する。
予測地点	ユニット等	降下ばいじん量 (t/km ² /月)				整合を図るべき基準等																																																																																																			
		春季	夏季	秋季	冬季																																																																																																				
A 地点 (計画地北側民家付近)	土砂掘削	0.03	0.06	0.02	0.02	10t/km ² /月 以下																																																																																																			
	盛土	0.84	0.84	0.84	0.84																																																																																																				
	合計	0.87	0.90	0.86	0.86																																																																																																				
B 地点 (計画地南側民家付近)	土砂掘削	0.04	0.01	0.07	0.09																																																																																																				
	盛土	0.84	0.84	0.84	0.84																																																																																																				
	合計	0.88	0.85	0.91	0.93																																																																																																				
C 地点 (計画地内 残地民家付 近)	土砂掘削	0.02	0.01	0.02	0.03																																																																																																				
	盛土	0.84	0.84	0.84	0.84																																																																																																				
	資材運搬等 車両の走行	0.43	0.36	0.51	0.61																																																																																																				
	合計	1.28	1.22	1.37	1.48																																																																																																				
D 地点 (計画地内 残地民家付 近)	土砂掘削	0.02	0.01	0.04	0.05																																																																																																				
	盛土	0.84	0.84	0.84	0.84																																																																																																				
	資材運搬等 車両の走行	0.54	0.25	0.90	1.03																																																																																																				
	合計	1.40	1.11	1.78	1.92																																																																																																				
E 地点 (計画地北 側民家付近)	土砂掘削	0.42	0.65	0.29	0.13																																																																																																				
	盛土	0.84	0.84	0.84	0.84																																																																																																				
	合計	1.26	1.49	1.13	0.97																																																																																																				

表 12-1 (3) 環境影響評価の概要

項目	要因	環境保全措置																																														
大気質	<p>【回避・低減の観点】 本事業では、右に示す環境保全措置を講ずることにより、施設の稼働に伴う大気質への影響は、事業者の実行可能な範囲で可能な限り低減が図られていると評価する。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 ■長期平均濃度 最大着地濃度出現地点における二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は 0.032ppm、二酸化硫黄の日平均値の 2%除外値は 0.005ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の 2%除外値は 0.052mg/m³、非メタン炭化水素 3 時間平均値は 0.23ppmC であり、すべての項目において整合を図るべき基準等を下回っている。 したがって、施設の稼働に伴う大気質の予測結果（長期平均濃度）は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。</p> <p>施設の稼働に伴う大気質の評価（長期平均濃度）</p> <table border="1" data-bbox="261 730 1023 987"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">将来予測濃度</th> <th rowspan="2">整合を図るべき基準等 (日平均値)</th> </tr> <tr> <th>年平均</th> <th>日平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">最大着地濃度出現地点</td> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.1533</td> <td>0.032</td> <td>0.04~0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下</td> </tr> <tr> <td>二酸化硫黄 (ppm)</td> <td>0.00309</td> <td>0.005</td> <td>0.04ppm 以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.02077</td> <td>0.052</td> <td>0.10mg/m³ 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>施設の稼働に伴う非メタン炭化水素の評価</p> <table border="1" data-bbox="261 1043 1023 1296"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">将来予測濃度</th> <th rowspan="2">整合を図るべき基準等 (午前6時から午前9時までの3時間平均値)</th> </tr> <tr> <th>年平均</th> <th>午前6時から午前9時までの3時間平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大着地濃度出現地点</td> <td>非メタン炭化水素 (ppmC)</td> <td>0.22077</td> <td>0.23</td> <td>0.20~0.31ppmC の範囲にある</td> </tr> </tbody> </table> <p>■短期平均濃度 最大着地濃度出現地点における 1 時間値の最大値は、二酸化窒素で 0.08518ppm、二酸化硫黄で 0.0193ppm、浮遊粒子状物質で 0.1383mg/m³ であり、すべての項目において整合を図るべき基準等を下回っている。 したがって、施設の稼働に伴う大気質の予測結果（短期平均濃度）は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。</p> <p>施設の稼働に伴う大気質の評価（短期平均濃度）</p> <table border="1" data-bbox="285 1545 1042 1854"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>最大着地濃度出現地点</th> <th>将来予測濃度 (1 時間値)</th> <th>整合を図るべき基準等 (1 時間値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td rowspan="3">煙源位置から風下方向（南東）に約 330m</td> <td>0.08518</td> <td>0.1~0.2ppm 以下</td> </tr> <tr> <td>二酸化硫黄 (ppm)</td> <td>0.0193</td> <td>0.1ppm 以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.1383</td> <td>0.20mg/m³ 以下</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	項目	将来予測濃度		整合を図るべき基準等 (日平均値)	年平均	日平均	最大着地濃度出現地点	二酸化窒素 (ppm)	0.1533	0.032	0.04~0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下	二酸化硫黄 (ppm)	0.00309	0.005	0.04ppm 以下	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.02077	0.052	0.10mg/m ³ 以下	予測地点	項目	将来予測濃度		整合を図るべき基準等 (午前6時から午前9時までの3時間平均値)	年平均	午前6時から午前9時までの3時間平均値	最大着地濃度出現地点	非メタン炭化水素 (ppmC)	0.22077	0.23	0.20~0.31ppmC の範囲にある	項目	最大着地濃度出現地点	将来予測濃度 (1 時間値)	整合を図るべき基準等 (1 時間値)	二酸化窒素 (ppm)	煙源位置から風下方向（南東）に約 330m	0.08518	0.1~0.2ppm 以下	二酸化硫黄 (ppm)	0.0193	0.1ppm 以下	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.1383	0.20mg/m ³ 以下	<ul style="list-style-type: none"> 進出予定企業に対し、「大気汚染防止法」、「埼玉県生活環境保全条例」に定める規制基準の遵守を要請する。 必要に応じて排出ガス処理施設の設置等による公害発生防止に努めるよう要請する。
予測地点	項目			将来予測濃度			整合を図るべき基準等 (日平均値)																																									
		年平均	日平均																																													
最大着地濃度出現地点	二酸化窒素 (ppm)	0.1533	0.032	0.04~0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下																																												
	二酸化硫黄 (ppm)	0.00309	0.005	0.04ppm 以下																																												
	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.02077	0.052	0.10mg/m ³ 以下																																												
予測地点	項目	将来予測濃度		整合を図るべき基準等 (午前6時から午前9時までの3時間平均値)																																												
		年平均	午前6時から午前9時までの3時間平均値																																													
最大着地濃度出現地点	非メタン炭化水素 (ppmC)	0.22077	0.23	0.20~0.31ppmC の範囲にある																																												
項目	最大着地濃度出現地点	将来予測濃度 (1 時間値)	整合を図るべき基準等 (1 時間値)																																													
二酸化窒素 (ppm)	煙源位置から風下方向（南東）に約 330m	0.08518	0.1~0.2ppm 以下																																													
二酸化硫黄 (ppm)		0.0193	0.1ppm 以下																																													
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)		0.1383	0.20mg/m ³ 以下																																													

表 12-1(4) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境保全措置																																																																								
大気質	自動車交通の発生	<p>【回避・低減の観点】 本事業では、供用時における自動車交通の発生に伴う大気汚染物質の排出による大気質への影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで大気質への影響の低減に努める。 したがって、自動車交通の発生に伴う大気質への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 自動車交通の発生に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び非メタン炭化水素の評価は下表に示すとおり、各予測地点の道路端における二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.030~0.031ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値は0.051mg/m³、非メタン炭化水素の3時間平均値は0.23ppmCであり、すべての項目において整合を図るべき基準等を下回っている。 したがって、自動車交通の発生に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び非メタン炭化水素の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。</p> <p>自動車交通の発生に伴う二酸化窒素の評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">予測方向</th> <th colspan="2">供用時の将来予測濃度 (ppm)</th> <th rowspan="2">付加率</th> <th rowspan="2">整合を図るべき基準等 (日平均値)</th> </tr> <tr> <th>年平均値</th> <th>日平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A地点</td> <td>上り側</td> <td>0.01587</td> <td>0.031</td> <td>2.8%</td> <td rowspan="3">0.04~0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下</td> </tr> <tr> <td>B地点</td> <td>上り側</td> <td>0.01575</td> <td>0.031</td> <td>2.2%</td> </tr> <tr> <td>C地点</td> <td>上り側</td> <td>0.01532</td> <td>0.030</td> <td>2.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>自動車交通の発生に伴う浮遊粒子状物質の評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">予測方向</th> <th colspan="2">供用時の将来予測濃度 (mg/m³)</th> <th rowspan="2">付加率</th> <th rowspan="2">整合を図るべき基準等 (日平均値)</th> </tr> <tr> <th>年平均値</th> <th>日平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A地点</td> <td>上り側</td> <td>0.02007</td> <td>0.051</td> <td>0.2%</td> <td rowspan="3">0.10mg/m³以下</td> </tr> <tr> <td>B地点</td> <td>上り側</td> <td>0.02006</td> <td>0.051</td> <td>0.1%</td> </tr> <tr> <td>C地点</td> <td>上り側</td> <td>0.02002</td> <td>0.051</td> <td>0.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>自動車交通の発生に伴う非メタン炭化水素の評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">予測方向</th> <th colspan="2">供用時の将来予測濃度 (ppmC)</th> <th rowspan="2">付加率</th> <th rowspan="2">整合を図るべき基準等 (午前6時から午前9時までの3時間平均値)</th> </tr> <tr> <th>年平均値</th> <th>午前6時から午前9時までの3時間平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A地点</td> <td>上り側</td> <td>0.22035</td> <td>0.23</td> <td>0.06%</td> <td rowspan="3">0.20~0.31ppmCの範囲内、またはそれ以下</td> </tr> <tr> <td>B地点</td> <td>上り側</td> <td>0.22029</td> <td>0.23</td> <td>0.05%</td> </tr> <tr> <td>C地点</td> <td>上り側</td> <td>0.22017</td> <td>0.23</td> <td>0.08%</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	予測方向	供用時の将来予測濃度 (ppm)		付加率	整合を図るべき基準等 (日平均値)	年平均値	日平均値	A地点	上り側	0.01587	0.031	2.8%	0.04~0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下	B地点	上り側	0.01575	0.031	2.2%	C地点	上り側	0.01532	0.030	2.1%	予測地点	予測方向	供用時の将来予測濃度 (mg/m ³)		付加率	整合を図るべき基準等 (日平均値)	年平均値	日平均値	A地点	上り側	0.02007	0.051	0.2%	0.10mg/m ³ 以下	B地点	上り側	0.02006	0.051	0.1%	C地点	上り側	0.02002	0.051	0.1%	予測地点	予測方向	供用時の将来予測濃度 (ppmC)		付加率	整合を図るべき基準等 (午前6時から午前9時までの3時間平均値)	年平均値	午前6時から午前9時までの3時間平均値	A地点	上り側	0.22035	0.23	0.06%	0.20~0.31ppmCの範囲内、またはそれ以下	B地点	上り側	0.22029	0.23	0.05%	C地点	上り側	0.22017	0.23	0.08%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連車両は、最新の排出ガス規制適合車を使用し、ディーゼル車においては「埼玉県生活環境保全条例」に基づくディーゼル車の排出ガス規制に適合した車両の使用を徹底するよう要請する。 ・ 関連車両の計画的かつ効率的な物流計画を検討するよう要請する。 ・ 関連車両のアイドリングストップの徹底を要請する。 ・ 関連車両の必要な空ぶかしは行わないよう要請する。 ・ 関連車両の整備・点検を要請する。
予測地点	予測方向	供用時の将来予測濃度 (ppm)			付加率	整合を図るべき基準等 (日平均値)																																																																					
		年平均値	日平均値																																																																								
A地点	上り側	0.01587	0.031	2.8%	0.04~0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下																																																																						
B地点	上り側	0.01575	0.031	2.2%																																																																							
C地点	上り側	0.01532	0.030	2.1%																																																																							
予測地点	予測方向	供用時の将来予測濃度 (mg/m ³)		付加率	整合を図るべき基準等 (日平均値)																																																																						
		年平均値	日平均値																																																																								
A地点	上り側	0.02007	0.051	0.2%	0.10mg/m ³ 以下																																																																						
B地点	上り側	0.02006	0.051	0.1%																																																																							
C地点	上り側	0.02002	0.051	0.1%																																																																							
予測地点	予測方向	供用時の将来予測濃度 (ppmC)		付加率	整合を図るべき基準等 (午前6時から午前9時までの3時間平均値)																																																																						
		年平均値	午前6時から午前9時までの3時間平均値																																																																								
A地点	上り側	0.22035	0.23	0.06%	0.20~0.31ppmCの範囲内、またはそれ以下																																																																						
B地点	上り側	0.22029	0.23	0.05%																																																																							
C地点	上り側	0.22017	0.23	0.08%																																																																							

表 12-1(5) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境保全措置																																				
騒音・低周波音	建設機械の稼働(騒音)	<p>【回避・低減の観点】 本事業では、右に示す環境保全措置を講ずることにより、建設機械の稼働に伴う騒音の影響は、事業者の実行可能な範囲で可能な限り低減が図られていると評価する。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 建設機械の稼働に伴う騒音の評価は、下表に示すとおりである。 敷地境界での騒音レベル(L_{A5})は、遮音壁を設置しない無対策の場合70~89dBであるが、2mの遮音壁を敷地境界線付近に設置した場合64~81dBとなり、整合を図るべき基準等を下回る。 したがって、2m以上の遮音壁を設置する等、右に示す環境保全措置を講ずることで、建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;">建設機械の稼働に伴う騒音の評価(敷地境界:L_{A5})</p> <p style="text-align: right;">単位: dB</p> <table border="1" data-bbox="247 728 1050 981"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">ユニット</th> <th rowspan="2">予測高さ</th> <th colspan="2">騒音レベル(L_{A5})</th> <th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th> <th rowspan="2">遮音壁設置の必要性の有無</th> </tr> <tr> <th>無対策</th> <th>2mの遮音壁を設置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A地点</td> <td>住宅に面した敷地境界</td> <td>盛土</td> <td>1.2m</td> <td>91</td> <td>82</td> <td rowspan="3">85</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>B地点</td> <td>住宅に面した敷地境界</td> <td>盛土</td> <td>1.2m</td> <td>91</td> <td>82</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>C地点</td> <td>住宅に面した敷地境界</td> <td>盛土</td> <td>1.2m</td> <td>91</td> <td>82</td> <td>有</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	ユニット	予測高さ	騒音レベル(L _{A5})		整合を図るべき基準等	遮音壁設置の必要性の有無	無対策	2mの遮音壁を設置	A地点	住宅に面した敷地境界	盛土	1.2m	91	82	85	有	B地点	住宅に面した敷地境界	盛土	1.2m	91	82	有	C地点	住宅に面した敷地境界	盛土	1.2m	91	82	有	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械は、低騒音型の建設機械を使用するように徹底する。 建設機械のアイドリングストップを徹底する。 建設機械の不必要な空ぶかしは行わないように徹底する。 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 建設機械の整備・点検を徹底する。 住居等に近い箇所の工事では、仮囲い等の防音対策を講じる。 					
予測地点	ユニット	予測高さ				騒音レベル(L _{A5})				整合を図るべき基準等	遮音壁設置の必要性の有無																												
			無対策	2mの遮音壁を設置																																			
A地点	住宅に面した敷地境界	盛土	1.2m	91	82	85	有																																
B地点	住宅に面した敷地境界	盛土	1.2m	91	82		有																																
C地点	住宅に面した敷地境界	盛土	1.2m	91	82		有																																
資材運搬等の車両の走行(騒音)		<p>【回避・低減の観点】 本事業では、工事中における資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響が考えられるが、右に示す環境保全措置を講ずることにより、騒音の影響の低減に努める。 したがって、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響は、実行可能な範囲でできる限り低減が図られていると評価する。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音レベルは昼間でA地点で67dB、B地点で69dBであり、整合を図るべき基準等とした環境基準及び騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度を満足している。 なお、資材運搬等の車両の走行に伴う増加分は1dB未満である。 したがって、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;">資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の評価(L_{Aeq})</p> <p style="text-align: right;">単位: dB</p> <table border="1" data-bbox="236 1462 1053 1742"> <thead> <tr> <th rowspan="3">予測地点</th> <th rowspan="3">時間区分</th> <th colspan="5">騒音レベル(L_{Aeq})</th> <th colspan="2">整合を図るべき基準等</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">現況騒音レベル</th> <th rowspan="2">現況交通量による騒音レベル</th> <th colspan="2">資材運搬等車両の走行に伴う騒音レベル</th> <th rowspan="2">一般車両と資材運搬等車両の合成値</th> <th rowspan="2">環境基準</th> <th rowspan="2">要請限度</th> </tr> <tr> <th>資材運搬等車両の走行に伴う増加分</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A地点</td> <td>昼間</td> <td>66</td> <td>69.2</td> <td>69.9</td> <td>1未満(0.7)</td> <td>67(66.7)</td> <td>70</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>B地点</td> <td>昼間</td> <td>68</td> <td>68.4</td> <td>69.2</td> <td>1未満(0.8)</td> <td>69(68.8)</td> <td>70</td> <td>75</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	時間区分	騒音レベル(L _{Aeq})					整合を図るべき基準等		現況騒音レベル	現況交通量による騒音レベル	資材運搬等車両の走行に伴う騒音レベル		一般車両と資材運搬等車両の合成値	環境基準	要請限度	資材運搬等車両の走行に伴う増加分		A地点	昼間	66	69.2	69.9	1未満(0.7)	67(66.7)	70	75	B地点	昼間	68	68.4	69.2	1未満(0.8)	69(68.8)	70	75	<ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両の計画的かつ効率的な運行計画を十分に検討し、車両による搬出入が一時的に集中しないように徹底する。 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。 資材運搬等の車両の不必要な空ぶかしを行わないように徹底する。 資材運搬等の車両の整備・点検を徹底する。
予測地点	時間区分	騒音レベル(L _{Aeq})					整合を図るべき基準等																																
		現況騒音レベル			現況交通量による騒音レベル	資材運搬等車両の走行に伴う騒音レベル		一般車両と資材運搬等車両の合成値	環境基準	要請限度																													
			資材運搬等車両の走行に伴う増加分																																				
A地点	昼間	66	69.2	69.9	1未満(0.7)	67(66.7)	70	75																															
B地点	昼間	68	68.4	69.2	1未満(0.8)	69(68.8)	70	75																															

表 12-1(6) 環境影響評価の概要

項目	要因	環境保全措置																																																																																																								
騒音・低周波音	<p>【回避・低減の観点】 本事業では、右に示す環境保全措置を講ずることにより、施設の稼働に伴う騒音の影響は、事業者の実行可能な範囲で可能な限り低減が図られていると評価する。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 施設の稼働に伴う騒音の予測結果は、下表に示すとおりである。 敷地境界における騒音レベル (LA5) は、A 地点に面する敷地境界で 45dB、B 地点に面する敷地境界で 51dB と予測し、整合を図るべき基準等とした特定工場における規制基準を満足する。なお、A 地点は、主要地方道越谷流山線を走行する道路交通騒音が支配的であり、直近で実施した St.1 における現地調査結果 (LA5 : 64~73dB) を考慮すると、施設の稼働に伴い発生する騒音の寄与分は相対的に小さいものと考えられる。 また、計画地直近住宅付近における等価騒音レベル (LAeq) は、A 地点の昼間が 68~69dB、夜間 62~63dB、B 地点の昼間が 47~48dB、夜間 44dB と予測し、整合を図るべき基準等とした環境基準を満足する。したがって、施設の稼働に伴う騒音の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;">施設の稼働に伴う騒音の評価 (敷地境界 : LA5)</p> <p style="text-align: right;">単位 : dB</p> <table border="1" data-bbox="261 846 1066 1205"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">予測高さ</th> <th rowspan="2">時間区分</th> <th>騒音レベル (LA5)</th> <th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th> <th rowspan="2">LA5 現況値 (参考)</th> </tr> <tr> <th>施設の稼働 (寄与分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">A 地点に面する敷地境界</td> <td rowspan="4">1.2m</td> <td>朝</td> <td>45 (45.0)</td> <td>65</td> <td>73</td> </tr> <tr> <td>昼</td> <td>45 (45.0)</td> <td>70</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>夕</td> <td>45 (45.0)</td> <td>65</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>夜</td> <td>45 (45.0)</td> <td>60</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">B 地点に面する敷地境界</td> <td rowspan="4">1.2m</td> <td>朝</td> <td>51 (51.4)</td> <td>65</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>昼</td> <td>51 (51.4)</td> <td>70</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>夕</td> <td>51 (51.4)</td> <td>65</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>夜</td> <td>51 (51.4)</td> <td>60</td> <td>48</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 時間区分 朝 : 6:00~8:00 昼 : 8:00~19:00 夕 : 19:00~22:00 夜 : 22:00~6:00</p> <p style="text-align: center;">施設の稼働に伴う騒音の評価 (計画地周辺 : LAeq)</p> <p style="text-align: right;">単位 : dB</p> <table border="1" data-bbox="261 1370 1066 1742"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">予測高さ</th> <th rowspan="2">時間区分</th> <th colspan="3">等価騒音レベル (LAeq)</th> <th colspan="2">整合を図るべき基準等 (環境基準)</th> </tr> <tr> <th>施設の稼働</th> <th>暗騒音</th> <th>合成騒音</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">A 地点</td> <td rowspan="2">1.2m</td> <td>昼間</td> <td>43.4</td> <td>69</td> <td>69 (69.0)</td> <td>70</td> <td rowspan="4">幹線道路に近接する特例値</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>34.4</td> <td>63</td> <td>63 (63.0)</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4.2m</td> <td>昼間</td> <td>44.5</td> <td>68</td> <td>68 (68.0)</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>35.5</td> <td>62</td> <td>62 (62.0)</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">B 地点</td> <td rowspan="2">1.2m</td> <td>昼間</td> <td>44.0</td> <td>44</td> <td>47 (47.0)</td> <td>55</td> <td rowspan="4">一般地域の環境基準</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>35.0</td> <td>43</td> <td>44 (43.6)</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4.2m</td> <td>昼間</td> <td>44.9</td> <td>44</td> <td>47 (47.5)</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>35.9</td> <td>43</td> <td>44 (43.8)</td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 時間区分 昼間 : 6:00~22:00 夜間 : 22:00~6:00</p>	予測地点	予測高さ	時間区分	騒音レベル (LA5)	整合を図るべき基準等	LA5 現況値 (参考)	施設の稼働 (寄与分)	A 地点に面する敷地境界	1.2m	朝	45 (45.0)	65	73	昼	45 (45.0)	70	72	夕	45 (45.0)	65	71	夜	45 (45.0)	60	64	B 地点に面する敷地境界	1.2m	朝	51 (51.4)	65	48	昼	51 (51.4)	70	48	夕	51 (51.4)	65	48	夜	51 (51.4)	60	48	予測地点	予測高さ	時間区分	等価騒音レベル (LAeq)			整合を図るべき基準等 (環境基準)		施設の稼働	暗騒音	合成騒音			A 地点	1.2m	昼間	43.4	69	69 (69.0)	70	幹線道路に近接する特例値	夜間	34.4	63	63 (63.0)	65	4.2m	昼間	44.5	68	68 (68.0)	70	夜間	35.5	62	62 (62.0)	65	B 地点	1.2m	昼間	44.0	44	47 (47.0)	55	一般地域の環境基準	夜間	35.0	43	44 (43.6)	45	4.2m	昼間	44.9	44	47 (47.5)	55	夜間	35.9	43	44 (43.8)	45	<ul style="list-style-type: none"> 進出予定企業に対しては、「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に定める規制基準の遵守を要請する。 必要に応じて防音対策を実施し未だの公害発生防止に努めるよう要請する。
予測地点	予測高さ				時間区分			騒音レベル (LA5)			整合を図るべき基準等	LA5 現況値 (参考)																																																																																														
		施設の稼働 (寄与分)																																																																																																								
A 地点に面する敷地境界	1.2m	朝	45 (45.0)	65	73																																																																																																					
		昼	45 (45.0)	70	72																																																																																																					
		夕	45 (45.0)	65	71																																																																																																					
		夜	45 (45.0)	60	64																																																																																																					
B 地点に面する敷地境界	1.2m	朝	51 (51.4)	65	48																																																																																																					
		昼	51 (51.4)	70	48																																																																																																					
		夕	51 (51.4)	65	48																																																																																																					
		夜	51 (51.4)	60	48																																																																																																					
予測地点	予測高さ	時間区分	等価騒音レベル (LAeq)			整合を図るべき基準等 (環境基準)																																																																																																				
			施設の稼働	暗騒音	合成騒音																																																																																																					
A 地点	1.2m	昼間	43.4	69	69 (69.0)	70	幹線道路に近接する特例値																																																																																																			
		夜間	34.4	63	63 (63.0)	65																																																																																																				
	4.2m	昼間	44.5	68	68 (68.0)	70																																																																																																				
		夜間	35.5	62	62 (62.0)	65																																																																																																				
B 地点	1.2m	昼間	44.0	44	47 (47.0)	55	一般地域の環境基準																																																																																																			
		夜間	35.0	43	44 (43.6)	45																																																																																																				
	4.2m	昼間	44.9	44	47 (47.5)	55																																																																																																				
		夜間	35.9	43	44 (43.8)	45																																																																																																				

表 12-1(7) 環境影響評価の概要

項目	要因	環境保全措置																																																																																													
騒音・低周波音	<p style="text-align: center;">予測・評価結果の概要</p> <p>【回避・低減の観点】 本事業では、右に示す環境保全措置を講ずることにより、自動車交通の発生に伴う騒音の影響は、事業者の実行可能な範囲で可能な限り低減が図られていると評価する。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 自動車交通の発生に伴う騒音の評価は、下表に示すとおりである。 自動車交通の発生に伴う騒音レベルは、A 地点及び B 地点の道路端で昼間 69～70dB、夜間 63～64dB、C 地点では通常舗装時に共同住宅（官民境界から 7m 後退した配置を想定）で昼間 63～65dB、夜間 56～58dB、戸建て住宅（官民境界から 1m 後退した配置を想定）は昼間 67dB、夜間 60dB と、概ね環境基準及び騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度を満足しているが、C 地点の戸建て住宅側の昼間の時間帯は環境基準を超過すると予測された。 C 地点については、排水性舗装を敷設すると 5dB 程度騒音レベルが低下すると予測され、環境基準及び騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度を下回る。 したがって、計画地内の主要区画道路（C 地点付近）に排水性舗装を敷設するなど、必要な環境保全措置を実施することにより、自動車交通の発生に伴う騒音の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。 なお、A 地点及び B 地点の関連車両の発生に伴う騒音レベルの増加分は、2.3～2.7dB である。</p> <p style="text-align: center;">自動車交通の発生に伴う騒音の評価 (L_{Aeq}) (1)</p> <p style="text-align: right;">単位：dB</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">予測地点</th> <th rowspan="3">時間区分</th> <th colspan="5">騒音レベル(L_{Aeq})</th> <th colspan="2">整合を図るべき基準等</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">現況騒音レベル</th> <th rowspan="2">現況交通量による騒音レベル</th> <th colspan="2">自動車交通の発生に伴う騒音レベル</th> <th rowspan="2">自動車交通の発生に伴う騒音の合成値</th> <th rowspan="2">環境基準</th> <th rowspan="2">要請限度</th> </tr> <tr> <th>自動車交通の発生に伴う増加分</th> <th>自動車交通の発生に伴う騒音レベル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A地点</td> <td>昼間</td> <td>66</td> <td>69.2</td> <td>71.7</td> <td>2.5</td> <td>69(68.5)</td> <td>70</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>60</td> <td>61.9</td> <td>64.6</td> <td>2.7</td> <td>63(68.5)</td> <td>65</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B地点</td> <td>昼間</td> <td>68</td> <td>68.4</td> <td>70.7</td> <td>2.3</td> <td>70(70.3)</td> <td>70</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>62</td> <td>61.3</td> <td>63.7</td> <td>2.4</td> <td>64(64.4)</td> <td>65</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 時間区分は、昼間：6:00～22:00、夜間：22:00～6:00 である。 2. 合成値：交通量の変動に伴い増加する騒音レベルを予測計算で求め、現地調査の現況騒音レベルに加算した予測結果。</p> <p style="text-align: center;">自動車交通の発生に伴う騒音の評価 (L_{Aeq}) (2) 【通常舗装】</p> <p style="text-align: right;">単位：dB</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="3">予測結果（通常舗装）</th> </tr> <tr> <th>予測高さ</th> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">C 地 点</td> <td rowspan="6">南側 共同住宅 (道路端から 7m 位置)</td> <td>1.2m(1 階相当)</td> <td>65(65.0)</td> <td>58(57.7)</td> </tr> <tr> <td>4.2m(2 階相当)</td> <td>65(64.9)</td> <td>58(57.6)</td> </tr> <tr> <td>7.2m(3 階相当)</td> <td>65(64.6)</td> <td>57(57.3)</td> </tr> <tr> <td>10.2m(4 階相当)</td> <td>64(64.2)</td> <td>57(56.9)</td> </tr> <tr> <td>13.2m(5 階相当)</td> <td>64(63.9)</td> <td>56(56.6)</td> </tr> <tr> <td>16.2m(6 階相当)</td> <td>63(63.4)</td> <td>56(56.1)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>北側 官民境界+1m 位置 (戸建て住宅側)</td> <td>1.2m(1 階相当)</td> <td>67(67.1)</td> <td>58(57.8)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="2">整合を図るべき基準等</td> <td>環境基準</td> <td>65</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>要請限度</td> <td>75</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 時間区分は、昼間：6:00～22:00、夜間：22:00～6:00 である。 2. 戸建て住宅は、道路の官民境界から 1m 以上セットバックした位置に建設される。住宅ゾーンの用途地域は「住居地域」を想定した。</p>	予測地点	時間区分	騒音レベル(L _{Aeq})					整合を図るべき基準等		現況騒音レベル	現況交通量による騒音レベル	自動車交通の発生に伴う騒音レベル		自動車交通の発生に伴う騒音の合成値	環境基準	要請限度	自動車交通の発生に伴う増加分	自動車交通の発生に伴う騒音レベル	A地点	昼間	66	69.2	71.7	2.5	69(68.5)	70	75	夜間	60	61.9	64.6	2.7	63(68.5)	65	70	B地点	昼間	68	68.4	70.7	2.3	70(70.3)	70	75	夜間	62	61.3	63.7	2.4	64(64.4)	65	70	予測地点		予測結果（通常舗装）			予測高さ	昼間	夜間	C 地 点	南側 共同住宅 (道路端から 7m 位置)	1.2m(1 階相当)	65(65.0)	58(57.7)	4.2m(2 階相当)	65(64.9)	58(57.6)	7.2m(3 階相当)	65(64.6)	57(57.3)	10.2m(4 階相当)	64(64.2)	57(56.9)	13.2m(5 階相当)	64(63.9)	56(56.6)	16.2m(6 階相当)	63(63.4)	56(56.1)		北側 官民境界+1m 位置 (戸建て住宅側)	1.2m(1 階相当)	67(67.1)	58(57.8)	整合を図るべき基準等		環境基準	65	60	要請限度	75	70	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連車両の計画的かつ効率的な物流計画を検討するよう要請する。 ・ 関連車両のアイドリングストップの徹底を要請する。 ・ 関連車両の不必要な空ぶかしは行わないよう要請する。 ・ 関連車両の整備・点検を要請する。 ・ 計画地内の主要区画道路（C 地点付近）は、排水性舗装を敷設する。
予測地点	時間区分			騒音レベル(L _{Aeq})					整合を図るべき基準等																																																																																						
				現況騒音レベル	現況交通量による騒音レベル	自動車交通の発生に伴う騒音レベル		自動車交通の発生に伴う騒音の合成値	環境基準	要請限度																																																																																					
		自動車交通の発生に伴う増加分	自動車交通の発生に伴う騒音レベル																																																																																												
A地点	昼間	66	69.2	71.7	2.5	69(68.5)	70	75																																																																																							
	夜間	60	61.9	64.6	2.7	63(68.5)	65	70																																																																																							
B地点	昼間	68	68.4	70.7	2.3	70(70.3)	70	75																																																																																							
	夜間	62	61.3	63.7	2.4	64(64.4)	65	70																																																																																							
予測地点		予測結果（通常舗装）																																																																																													
		予測高さ	昼間	夜間																																																																																											
C 地 点	南側 共同住宅 (道路端から 7m 位置)	1.2m(1 階相当)	65(65.0)	58(57.7)																																																																																											
		4.2m(2 階相当)	65(64.9)	58(57.6)																																																																																											
		7.2m(3 階相当)	65(64.6)	57(57.3)																																																																																											
		10.2m(4 階相当)	64(64.2)	57(56.9)																																																																																											
		13.2m(5 階相当)	64(63.9)	56(56.6)																																																																																											
		16.2m(6 階相当)	63(63.4)	56(56.1)																																																																																											
	北側 官民境界+1m 位置 (戸建て住宅側)	1.2m(1 階相当)	67(67.1)	58(57.8)																																																																																											
整合を図るべき基準等		環境基準	65	60																																																																																											
		要請限度	75	70																																																																																											

表 12-1(8) 環境影響評価の概要

項目	要因	環境保全措置																																								
騒音・低周波音	<p style="text-align: center;">予測・評価結果の概要</p> <p style="text-align: center;">自動車交通の発生に伴う騒音の評価 (L_{Aeq}) (3) 【排水性舗装】</p> <p style="text-align: right;">単位：dB</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="3">予測結果 (排水性舗装)</th> </tr> <tr> <th>予測高さ</th> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">C 地 点</td> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">南側 共同住宅 (道路端から 7m 位置)</td> <td>1. 2m(1 階相当)</td> <td>60(59.9)</td> <td>53(57.7)</td> </tr> <tr> <td>4. 2m(2 階相当)</td> <td>60(59.7)</td> <td>53(52.5)</td> </tr> <tr> <td>7. 2m(3 階相当)</td> <td>60(59.5)</td> <td>52(52.3)</td> </tr> <tr> <td>10. 2m(4 階相当)</td> <td>59(59.1)</td> <td>52(51.9)</td> </tr> <tr> <td>13. 2m(5 階相当)</td> <td>59(58.7)</td> <td>52(51.5)</td> </tr> <tr> <td>16. 2m(6 階相当)</td> <td>58(58.3)</td> <td>51(51.1)</td> </tr> <tr> <td>北側 官民境界+1m 位置 (戸建て住宅側)</td> <td>1. 2m(1 階相当)</td> <td>62(61.9)</td> <td>55(54.7)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="2" style="text-align: center;">整合を図るべき基準等</td> <td>環境基準</td> <td>65</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>要請限度</td> <td>75</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 時間区分は、昼間：6:00～22:00、夜間：22:00～6:00 である。</p>	予測地点		予測結果 (排水性舗装)			予測高さ	昼間	夜間	C 地 点	南側 共同住宅 (道路端から 7m 位置)	1. 2m(1 階相当)	60(59.9)	53(57.7)	4. 2m(2 階相当)	60(59.7)	53(52.5)	7. 2m(3 階相当)	60(59.5)	52(52.3)	10. 2m(4 階相当)	59(59.1)	52(51.9)	13. 2m(5 階相当)	59(58.7)	52(51.5)	16. 2m(6 階相当)	58(58.3)	51(51.1)	北側 官民境界+1m 位置 (戸建て住宅側)	1. 2m(1 階相当)	62(61.9)	55(54.7)	整合を図るべき基準等		環境基準	65	60	要請限度	75	70	
予測地点				予測結果 (排水性舗装)																																						
		予測高さ	昼間	夜間																																						
C 地 点	南側 共同住宅 (道路端から 7m 位置)	1. 2m(1 階相当)	60(59.9)	53(57.7)																																						
		4. 2m(2 階相当)	60(59.7)	53(52.5)																																						
		7. 2m(3 階相当)	60(59.5)	52(52.3)																																						
		10. 2m(4 階相当)	59(59.1)	52(51.9)																																						
		13. 2m(5 階相当)	59(58.7)	52(51.5)																																						
		16. 2m(6 階相当)	58(58.3)	51(51.1)																																						
	北側 官民境界+1m 位置 (戸建て住宅側)	1. 2m(1 階相当)	62(61.9)	55(54.7)																																						
整合を図るべき基準等		環境基準	65	60																																						
		要請限度	75	70																																						
施設の稼働 (低周波音)	<p>【回避・低減の観点】</p> <p>本事業では、右に示す環境保全措置を講ずることにより、施設の稼働に伴う低周波音の影響は、事業者の実行可能な範囲で可能な限り低減が図られていると評価する。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】</p> <p>施設の稼働に伴う低周波音の評価は、下表に示すとおりである。</p> <p>計画地周辺での施設の稼働に伴う低周波音の音圧レベル (中心周波数 63Hz) は、A 地点直近住宅付近で 42～43dB、B 地点直近住宅付近で同じく 42～43dB であり、現状で整合を図るべき基準等とした低周波音による心身に係る苦情に関する参照値を下回っている。</p> <p>したがって、施設の稼働に伴う低周波音の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;">施設の稼働に伴う低周波音の評価</p> <p style="text-align: right;">単位：dB</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">予測高さ</th> <th colspan="2">低周波音の音圧レベル (中心周波数 63Hz)</th> <th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th> </tr> <tr> <th>施設の稼働</th> <th>St. 3 の低周波音 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A 地点 直近住宅付近</td> <td>1. 2m</td> <td>42(41.6)</td> <td>53.8</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">47</td> </tr> <tr> <td>4. 2m</td> <td>43(42.6)</td> <td>53.8</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B 地点 直近住宅付近</td> <td>1. 2m</td> <td>42(42.4)</td> <td>53.8</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">47</td> </tr> <tr> <td>4. 2m</td> <td>43(43.0)</td> <td>53.8</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	予測高さ	低周波音の音圧レベル (中心周波数 63Hz)		整合を図るべき基準等	施設の稼働	St. 3 の低周波音 (参考)	A 地点 直近住宅付近	1. 2m	42(41.6)	53.8	47	4. 2m	43(42.6)	53.8	B 地点 直近住宅付近	1. 2m	42(42.4)	53.8	47	4. 2m	43(43.0)	53.8	<ul style="list-style-type: none"> 設備機器は、堅固な取り付け、適正な維持・管理を行い、低周波音の発生防止に努めるよう要請する。 																	
予測地点	予測高さ			低周波音の音圧レベル (中心周波数 63Hz)			整合を図るべき基準等																																			
		施設の稼働	St. 3 の低周波音 (参考)																																							
A 地点 直近住宅付近	1. 2m	42(41.6)	53.8	47																																						
	4. 2m	43(42.6)	53.8																																							
B 地点 直近住宅付近	1. 2m	42(42.4)	53.8	47																																						
	4. 2m	43(43.0)	53.8																																							

表 12-1 (9) 環境影響評価の概要

項目	要因	環境保全措置																																								
振動	<p>【回避・低減の観点】 本事業では、右に示す環境保全措置を講ずることにより、建設機械の稼働に伴う振動の影響は、事業者の実行可能な範囲で可能な限り低減が図られていると評価する。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 建設機械の稼働に伴う振動の評価は、下表に示すとおりである。敷地境界での振動レベル (L_{10}) は、住宅に面した敷地境界で 63dB であり、整合を図るべき基準等を満足している。 したがって、建設機械の稼働に伴う振動の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;">建設機械の稼働に伴う振動の評価 (敷地境界: L_{10})</p> <p style="text-align: right;">単位: dB</p> <table border="1" data-bbox="261 712 1050 969"> <thead> <tr> <th colspan="2">予測地点</th> <th>寄与が最大となるユニット</th> <th>振動レベル (L_{10})</th> <th>整合を図るべき基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 地点 (計画地北側)</td> <td>住宅に面した敷地境界</td> <td>土砂掘削 + 盛土</td> <td>63 (63.0)</td> <td rowspan="3">75</td> </tr> <tr> <td>B 地点 (計画地南側)</td> <td>住宅に面した敷地境界</td> <td>盛土</td> <td>63 (63.0)</td> </tr> <tr> <td>C 地点 (計画地内)</td> <td>住宅に面した敷地境界</td> <td>盛土</td> <td>63 (63.0)</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点		寄与が最大となるユニット	振動レベル (L_{10})	整合を図るべき基準等	A 地点 (計画地北側)	住宅に面した敷地境界	土砂掘削 + 盛土	63 (63.0)	75	B 地点 (計画地南側)	住宅に面した敷地境界	盛土	63 (63.0)	C 地点 (計画地内)	住宅に面した敷地境界	盛土	63 (63.0)	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械は、低振動型の建設機械を使用するように徹底する。 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 建設機械の整備・点検を徹底する。 																						
予測地点		寄与が最大となるユニット	振動レベル (L_{10})	整合を図るべき基準等																																						
A 地点 (計画地北側)	住宅に面した敷地境界	土砂掘削 + 盛土	63 (63.0)	75																																						
B 地点 (計画地南側)	住宅に面した敷地境界	盛土	63 (63.0)																																							
C 地点 (計画地内)	住宅に面した敷地境界	盛土	63 (63.0)																																							
資材運搬等の車両の走行	<p>【回避・低減の観点】 本事業では、工事中における資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響が考えられるが、右に示す環境保全措置を講ずることで、振動の影響の低減に努める。 したがって、資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響は、実行可能な範囲でできる限り低減が図られていると評価する。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 資材運搬等の車両の走行に伴う振動レベルは、A 地点が昼間 44dB、夜間 38dB、B 地点が昼間 46dB、夜間 44dB であり、整合を図るべき基準等を満足している。また、資材運搬等の車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、A 地点が昼間 2.0dB、夜間 1dB 未満、B 地点が昼間 1.8dB、夜間 1dB 未満である。 したがって、資材運搬等の車両の走行に伴う振動の結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;">資材運搬等の車両の走行に伴う振動の評価 (L_{10})</p> <p style="text-align: right;">単位: dB</p> <table border="1" data-bbox="261 1464 1062 1792"> <thead> <tr> <th rowspan="3">予測地点</th> <th rowspan="3">区域の区分</th> <th colspan="2" rowspan="3">振動レベルが最大となる時間帯</th> <th rowspan="3">現況振動レベル</th> <th colspan="2">振動レベル (L_{10})</th> <th rowspan="3">整合を図るべき基準等</th> </tr> <tr> <th colspan="2">予測値</th> </tr> <tr> <th>資材運搬等車両の走行に伴う振動レベル</th> <th>資材運搬車両の走行に伴う増加分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A 地点</td> <td rowspan="2">第 1 種区域</td> <td>昼間</td> <td>8 時台</td> <td>42</td> <td>44 (44.0)</td> <td>2.0</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>7 時台</td> <td>38</td> <td>38 (38.1)</td> <td>1 未満 (0.1)</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B 地点</td> <td rowspan="2">第 1 種区域</td> <td>昼間</td> <td>11 時台</td> <td>44</td> <td>46 (45.8)</td> <td>1.8</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>7 時台</td> <td>44</td> <td>44 (44.1)</td> <td>1 未満 (0.1)</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 時間区分は、昼間: 8:00~19:00、夜間: 19:00~8:00 である。</p>	予測地点	区域の区分	振動レベルが最大となる時間帯		現況振動レベル	振動レベル (L_{10})		整合を図るべき基準等	予測値		資材運搬等車両の走行に伴う振動レベル	資材運搬車両の走行に伴う増加分	A 地点	第 1 種区域	昼間	8 時台	42	44 (44.0)	2.0	65	夜間	7 時台	38	38 (38.1)	1 未満 (0.1)	60	B 地点	第 1 種区域	昼間	11 時台	44	46 (45.8)	1.8	65	夜間	7 時台	44	44 (44.1)	1 未満 (0.1)	60	<ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両の計画的かつ効率的な運行計画を十分に検討し、車両による搬出入が一時的に集中しないように徹底する。 資材運搬等の車両の整備・点検を徹底する。
予測地点	区域の区分						振動レベルが最大となる時間帯			現況振動レベル	振動レベル (L_{10})		整合を図るべき基準等																													
											予測値																															
		資材運搬等車両の走行に伴う振動レベル	資材運搬車両の走行に伴う増加分																																							
A 地点	第 1 種区域	昼間	8 時台	42	44 (44.0)	2.0	65																																			
		夜間	7 時台	38	38 (38.1)	1 未満 (0.1)	60																																			
B 地点	第 1 種区域	昼間	11 時台	44	46 (45.8)	1.8	65																																			
		夜間	7 時台	44	44 (44.1)	1 未満 (0.1)	60																																			

表 12-1 (10) 環境影響評価の概要

項目	要因	環境保全措置																																																																								
振動	<p>予測・評価結果の概要</p> <p>【回避・低減の観点】 本事業では、右に示す環境保全措置を講ずることにより、施設の稼働に伴う振動の影響は、事業者の実行可能な範囲で可能な限り低減が図られていると評価する。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 施設の稼働に伴う振動の評価は、下表に示すとおりである。敷地境界における振動レベル (L10) の最大値は、A 地点に面する計画地東側敷地境界で 52dB、B 地点に面する計画地北側敷地境界で 53dB であり、昼間及び夜間ともに整合を図るべき基準等を満足すると予測する。 したがって、施設の稼働に伴う振動の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;">施設の稼働に伴う振動の評価 (L₁₀)</p> <p style="text-align: right;">単位：dB</p> <table border="1" data-bbox="296 712 1034 902"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>時間区分</th> <th>振動レベル(L₁₀)</th> <th>整合を図るべき基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A 地点に面する 計画地東側敷地境界</td> <td>昼間</td> <td>52(51.6)</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>52(51.6)</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B 地点に面する 計画地東側敷地境界</td> <td>昼間</td> <td>53(53.3)</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>53(53.3)</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 時間区分は、昼間：8:00～19:00、夜間：19:00～翌日 8:00 である。</p>	予測地点	時間区分	振動レベル(L ₁₀)	整合を図るべき基準等	A 地点に面する 計画地東側敷地境界	昼間	52(51.6)	65	夜間	52(51.6)	60	B 地点に面する 計画地東側敷地境界	昼間	53(53.3)	65	夜間	53(53.3)	60	<ul style="list-style-type: none"> 進出予定企業に対しては、「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に定める規制基準の遵守を要請する。 必要に応じて防振対策を実施し未だの公害発生防止に努めるよう要請する。 																																																						
予測地点	時間区分	振動レベル(L ₁₀)	整合を図るべき基準等																																																																							
A 地点に面する 計画地東側敷地境界	昼間	52(51.6)	65																																																																							
	夜間	52(51.6)	60																																																																							
B 地点に面する 計画地東側敷地境界	昼間	53(53.3)	65																																																																							
	夜間	53(53.3)	60																																																																							
自動車交通の発生	<p>【回避・低減の観点】 本事業では、供用時における自動車交通の発生に伴う振動の影響が考えられるが、右に示す環境保全措置を講ずることで、振動の影響の低減に努める。 したがって、自動車交通の発生に伴う振動の影響は、実行可能な範囲でできる限り低減が図られていると評価する。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 自動車交通の発生に伴う振動の評価は、下表に示すとおりである。 関連車両の走行に伴う振動レベル最大値は、昼間 46～48dB、夜間 42～47dB であり、すべての地点で整合を図るべき基準等を満足している。また、関連車両の走行に伴う振動レベルの増加分は昼間 3.5～3.8dB、夜間 3.0～5.3dB である。 したがって、自動車交通の発生に伴う振動の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;">自動車交通の発生に伴う振動の評価 (L₁₀)</p> <p style="text-align: right;">単位：dB</p> <table border="1" data-bbox="256 1402 1070 1809"> <thead> <tr> <th rowspan="3">予測地点</th> <th rowspan="3">区域の区分</th> <th colspan="2" rowspan="3">振動レベルが最大となる時間帯</th> <th colspan="5">振動レベル(L₁₀)</th> <th rowspan="3">整合を図るべき基準等</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">現況振動レベル</th> <th colspan="3">予測値</th> <th rowspan="2">自動車交通の発生に伴う振動レベルの合成値</th> </tr> <tr> <th>現況交通量による振動レベル</th> <th>自動車交通の発生に伴う振動レベルの予測値</th> <th>自動車交通の発生に伴う増加分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A 地点</td> <td rowspan="2">第1種区域</td> <td>昼間</td> <td>8時台</td> <td>42</td> <td>47.0</td> <td>50.8</td> <td>3.8</td> <td>46(45.8)</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>5時台</td> <td>37</td> <td>41.6</td> <td>46.9</td> <td>5.3</td> <td>42(42.3)</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B 地点</td> <td rowspan="2">第1種区域</td> <td>昼間</td> <td>11時台</td> <td>44</td> <td>46.1</td> <td>49.7</td> <td>3.5</td> <td>48(47.5)</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>7時台</td> <td>44</td> <td>46.0</td> <td>49.0</td> <td>3.0</td> <td>47(47.0)</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C 地点</td> <td rowspan="2">第1種区域</td> <td>昼間</td> <td>10時台</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>46.3</td> <td>—</td> <td>46(46.3)</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>7時台</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>44.5</td> <td>—</td> <td>45(44.5)</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 時間区分は、昼間：8:00～19:00、夜間：19:00～8:00 である。 2. 振動レベル合成値：交通量の変動に伴い増加する振動レベルを予測計算で求め、現地調査の現況振動レベルに加算した予測結果である。現地調査を行っていないC地点は、現地調査による補正を行っていない。</p>	予測地点	区域の区分	振動レベルが最大となる時間帯		振動レベル(L ₁₀)					整合を図るべき基準等	現況振動レベル	予測値			自動車交通の発生に伴う振動レベルの合成値	現況交通量による振動レベル	自動車交通の発生に伴う振動レベルの予測値	自動車交通の発生に伴う増加分	A 地点	第1種区域	昼間	8時台	42	47.0	50.8	3.8	46(45.8)	65	夜間	5時台	37	41.6	46.9	5.3	42(42.3)	60	B 地点	第1種区域	昼間	11時台	44	46.1	49.7	3.5	48(47.5)	65	夜間	7時台	44	46.0	49.0	3.0	47(47.0)	60	C 地点	第1種区域	昼間	10時台	—	—	46.3	—	46(46.3)	65	夜間	7時台	—	—	44.5	—	45(44.5)	60	<ul style="list-style-type: none"> 関連車両の計画的かつ効率的な運行計画を検討するよう要請する。 関連車両の整備・点検を要請する。
予測地点	区域の区分					振動レベルが最大となる時間帯		振動レベル(L ₁₀)					整合を図るべき基準等																																																													
								現況振動レベル	予測値			自動車交通の発生に伴う振動レベルの合成値																																																														
		現況交通量による振動レベル	自動車交通の発生に伴う振動レベルの予測値	自動車交通の発生に伴う増加分																																																																						
A 地点	第1種区域	昼間	8時台	42	47.0	50.8	3.8	46(45.8)	65																																																																	
		夜間	5時台	37	41.6	46.9	5.3	42(42.3)	60																																																																	
B 地点	第1種区域	昼間	11時台	44	46.1	49.7	3.5	48(47.5)	65																																																																	
		夜間	7時台	44	46.0	49.0	3.0	47(47.0)	60																																																																	
C 地点	第1種区域	昼間	10時台	—	—	46.3	—	46(46.3)	65																																																																	
		夜間	7時台	—	—	44.5	—	45(44.5)	60																																																																	

表 12-1(11) 環境影響評価の概要

項目	要因	環境保全措置																																													
悪臭	<p>【回避・低減の観点】 本事業では、右に示す環境保全措置を講ずることにより、施設の稼働に伴う悪臭の影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 本事業により発生する臭気濃度及び特定悪臭物質の変化の程度は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 進出予定企業に対しては、「悪臭防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に定める規制基準を遵守するよう要請する。 進出予定企業に対しては、必要に応じて脱臭設備の設置等による未然の公害発生防止に努めるよう要請する。 計画地の汚水は下水道へ接続し、上第二大場川には流入させない。 調整池の雨水はポンプによる速やかな放流を行う。 																																													
	<p>施設の稼働に伴う臭気濃度及び特定悪臭物質の評価</p> <table border="1" data-bbox="256 562 1069 1061"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">予測結果</th> <th>整合をすべき基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">施設の稼働に伴う臭気濃度の変化の程度</td> <td colspan="2">敷地境界線における臭気濃度 10 を遵守するための排出口の臭気濃度</td> <td rowspan="10"> <ul style="list-style-type: none"> 敷地境界線における規制基準 臭気濃度 10 以下 排出口における規制基準 臭気濃度 300 以下 </td> </tr> <tr> <td>排出口の位置</td> <td>排出口高さ(m)</td> <td>予測結果(臭気濃度)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">壁面(A, B, C, E)</td> <td>3</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>761</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>835</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">壁面(D, 既存)</td> <td>3</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>761</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>1553</td> </tr> <tr> <td>屋上(A, B, C, E)</td> <td>12</td> <td>835</td> </tr> <tr> <td>排出口の位置</td> <td>排出ガス流量(mN/min)</td> <td>予測結果(臭気濃度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">屋上(産業D, 既存)</td> <td>50</td> <td>1,495</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>748</td> </tr> <tr> <td>250</td> <td>299</td> </tr> <tr> <td>500</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>1,000</td> <td>75</td> </tr> </tbody> </table> <p>進出予定企業の施設や操業条件に応じて抑制措置を施し、敷地境界及び排出口での臭気濃度を規制基準以下で排出すると予測する。</p>	項目	予測結果		整合をすべき基準等	施設の稼働に伴う臭気濃度の変化の程度	敷地境界線における臭気濃度 10 を遵守するための排出口の臭気濃度		<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界線における規制基準 臭気濃度 10 以下 排出口における規制基準 臭気濃度 300 以下 	排出口の位置	排出口高さ(m)	予測結果(臭気濃度)	壁面(A, B, C, E)	3	140	7	761	10	835	壁面(D, 既存)	3	140	7	761	10	1553	屋上(A, B, C, E)	12	835	排出口の位置	排出ガス流量(mN/min)	予測結果(臭気濃度)		屋上(産業D, 既存)	50	1,495	100	748	250	299	500	150	1,000	75			
	項目	予測結果		整合をすべき基準等																																											
施設の稼働に伴う臭気濃度の変化の程度	敷地境界線における臭気濃度 10 を遵守するための排出口の臭気濃度		<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界線における規制基準 臭気濃度 10 以下 排出口における規制基準 臭気濃度 300 以下 																																												
	排出口の位置	排出口高さ(m)		予測結果(臭気濃度)																																											
	壁面(A, B, C, E)	3		140																																											
		7		761																																											
		10		835																																											
	壁面(D, 既存)	3		140																																											
		7		761																																											
		10		1553																																											
	屋上(A, B, C, E)	12		835																																											
	排出口の位置	排出ガス流量(mN/min)		予測結果(臭気濃度)																																											
屋上(産業D, 既存)	50	1,495																																													
	100	748																																													
	250	299																																													
	500	150																																													
	1,000	75																																													
<p>環境保全措置を講ずることで、敷地境界及び排出口における臭気濃度の規制基準を下回り、特定悪臭物質の規制基準も適合すると予測する。</p> <table border="1" data-bbox="810 1279 1046 1794"> <thead> <tr> <th>特定悪臭物質</th> <th>A 区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>アンモニア</td><td>1</td></tr> <tr><td>メチルメルカプタン</td><td>0.002</td></tr> <tr><td>硫化水素</td><td>0.02</td></tr> <tr><td>硫化メチル</td><td>0.01</td></tr> <tr><td>二硫化メチル</td><td>0.009</td></tr> <tr><td>トリメチルアミン</td><td>0.005</td></tr> <tr><td>アセトアルデヒド</td><td>0.05</td></tr> <tr><td>プロピオンアルデヒド</td><td>0.05</td></tr> <tr><td>ホルムアルデヒド</td><td>0.009</td></tr> <tr><td>イソブチルアルデヒド</td><td>0.02</td></tr> <tr><td>ホルマリン</td><td>0.009</td></tr> <tr><td>イソブチルアルデヒド</td><td>0.003</td></tr> <tr><td>イソブチロール</td><td>0.9</td></tr> <tr><td>酢酸エチル</td><td>3</td></tr> <tr><td>メチルイソブチルケトン</td><td>1</td></tr> <tr><td>トルエン</td><td>10</td></tr> <tr><td>スチレン</td><td>0.4</td></tr> <tr><td>キシレン</td><td>1</td></tr> <tr><td>プロピオン酸</td><td>0.03</td></tr> <tr><td>ホルム酸</td><td>0.001</td></tr> <tr><td>ホルム酸</td><td>0.0009</td></tr> <tr><td>イソブチル酸</td><td>0.001</td></tr> </tbody> </table> <p>・煙突等の排出口における規制基準 (13 物質) 敷地境界の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第 3 条に定める換算式により算出した値</p>	特定悪臭物質	A 区域	アンモニア	1	メチルメルカプタン	0.002	硫化水素	0.02	硫化メチル	0.01	二硫化メチル	0.009	トリメチルアミン	0.005	アセトアルデヒド	0.05	プロピオンアルデヒド	0.05	ホルムアルデヒド	0.009	イソブチルアルデヒド	0.02	ホルマリン	0.009	イソブチルアルデヒド	0.003	イソブチロール	0.9	酢酸エチル	3	メチルイソブチルケトン	1	トルエン	10	スチレン	0.4	キシレン	1	プロピオン酸	0.03	ホルム酸	0.001	ホルム酸	0.0009	イソブチル酸	0.001	
特定悪臭物質	A 区域																																														
アンモニア	1																																														
メチルメルカプタン	0.002																																														
硫化水素	0.02																																														
硫化メチル	0.01																																														
二硫化メチル	0.009																																														
トリメチルアミン	0.005																																														
アセトアルデヒド	0.05																																														
プロピオンアルデヒド	0.05																																														
ホルムアルデヒド	0.009																																														
イソブチルアルデヒド	0.02																																														
ホルマリン	0.009																																														
イソブチルアルデヒド	0.003																																														
イソブチロール	0.9																																														
酢酸エチル	3																																														
メチルイソブチルケトン	1																																														
トルエン	10																																														
スチレン	0.4																																														
キシレン	1																																														
プロピオン酸	0.03																																														
ホルム酸	0.001																																														
ホルム酸	0.0009																																														
イソブチル酸	0.001																																														

表 12-1 (12) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境保全措置						
水質	造成等の工事	<p>【回避・低減の観点】 本事業では、右に示す環境保全措置を講ずることにより、造成等の工事に伴う公共用水域の水質への影響は、事業者の実行可能な範囲で可能な限り低減が図られていると評価する。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 工事中における仮設沈砂池の設置により、仮設沈砂池排水口における浮遊物質量(SS)の予測値は、日降雨量 50mm に対し、最大 35mg/L であり、整合を図るべき基準等とした「埼玉県生活環境保全条例」に定めた許容限度を下回っている。 コンクリート工事によるアルカリ排水及び鉱物油の流出は、右に示す環境保全措置を講ずることで、SS 同様、許容限度の範囲内と考える。 したがって、造成等の工事に伴う水質に及ぼす影響に係る予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;">造成等の工事に伴う水質 (SS) の評価</p> <table border="1" data-bbox="264 730 1078 920"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予測結果</th> <th>整合を図るべき基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>造成等の工事による 公用域の質 (SS) への影 響の程度</td> <td>最大 35mg/L (仮設沈砂排水口に おける SS)</td> <td>「埼玉県生活環境保全条例」に 定めた指定土木建設作業を行っ ている者が遵守すべき基準 (許容限度) 180mg/L 以下 (日間平均 150mg/L)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	予測結果	整合を図るべき基準等	造成等の工事による 公用域の質 (SS) への影 響の程度	最大 35mg/L (仮設沈砂排水口に おける SS)	「埼玉県生活環境保全条例」に 定めた指定土木建設作業を行っ ている者が遵守すべき基準 (許容限度) 180mg/L 以下 (日間平均 150mg/L)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事に発生する濁水については、仮設水路を経て仮設調整池等に導き、状況によっては必要な対策（凝集剤の使用等）をとり、土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を公共用水域に放流する。 ・ 造成箇所は速やかに転圧を施し、降雨による土砂流出を防止する。 ・ 必要に応じて仮土堤、仮柵等を設置し、土砂流出を防止する。 ・ 必要に応じて pH 調整（アルカリ中和剤の添加等）を行う。 ・ コンクリート製品はできる限り二次製品を使用し、現場でのコンクリート打設を最小限に抑える。 ・ 必要に応じて、仮設調整池等にオイルフェンスやマット等を設け、油膜を回収する。
項目	予測結果	整合を図るべき基準等							
造成等の工事による 公用域の質 (SS) への影 響の程度	最大 35mg/L (仮設沈砂排水口に おける SS)	「埼玉県生活環境保全条例」に 定めた指定土木建設作業を行っ ている者が遵守すべき基準 (許容限度) 180mg/L 以下 (日間平均 150mg/L)							

表 12-1 (13) 環境影響評価の概要

項目	要因	環境保全措置									
土壌	<p>予測・評価結果の概要</p> <p>調査の結果、計画地内に汚染土壌の存在が確認されなかったため、予測・評価は行わなかった。</p>	<p>環境保全措置</p> <p>下記の項目について事業者が進出予定企業へ要請する。</p> <p><通常時></p> <ul style="list-style-type: none"> 「水質汚濁防止法」に定められる有害物質の使用・貯蔵等を行う施設を設置する場合は、同法に定められる構造、設備及び使用の方法に関する基準を遵守するとともに、定期点検及び結果の記録・保存を行う。 事故・災害対応マニュアルを作成し、それに基づく訓練を定期的に行う。 事故・災害時に速やかに対応するための体制を確立する。 <p><事故・災害時></p> <ul style="list-style-type: none"> マニュアル等に基づく早急な対応を講ずる。 適切な対応・連絡・公表を行う。 									
地盤	<p>造成地の存在</p> <p>【回避・低減の観点】 予測の結果、計画地内において64～81 cm程度の圧密沈下の発生を予測したため、右に示す環境保全措置を講ずることで、地盤への影響の回避・低減に努める。 したがって、本事業による軟弱地盤上への盛土等が地盤に与える影響は、事業者の実行可能な範囲内で可能な限り回避・低減が図られていると評価する。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 整合を図るべき基準等と予測結果との比較は、下表に示すとおりである。 盛土に伴う地盤沈下については、圧密度が90%以上となるまでに要する期間は最大約100ヶ月であった。盛土後は約1年の放置・排土期間があるため、造成工事完了時点で沈下を収束させるためには、圧密沈下促進等の措置が必要と予測する。 周辺地盤の変位の程度については、盛土完了時の変位量は最大5.1 cmとなり整合を図る基準とした2.5 cmを上回る。また、沈下完了時の法尻での沈下量は最大23.1 cmとなり、2.5 cmを上回る。そのため、詳細な調査を実施し、周辺地盤において変形を抑制する対策工を行う。 したがって、必要な対策工をすることで、本事業による軟弱地盤上への盛土等による地盤の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合を図ることができると評価する。</p> <p style="text-align: center;">造成地の存在（軟弱地盤上への盛土等）による地盤の評価</p> <table border="1" data-bbox="261 1473 1059 1980"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予測結果</th> <th>整合を図るべき基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛土に伴う地盤の沈下の程度</td> <td>圧密度が90%以上となるまでに要する期間 最大：約100ヶ月</td> <td>「設計要領（道路編）平成24年4月改訂版」の第4章 軟弱地盤対策にある「供用時期が決まっていない場合の放置期間の設定は、基礎地盤の圧密度が80～90%となるまでとする。」を踏まえ、以下のとおりとする。 ・造成工事完了時点で90%以上の圧密度を確保する</td> </tr> <tr> <td>周辺地盤の変形の程度</td> <td>【盛土完了時】 ・計画地周辺での変位量 最大：5.1 cm（隆起） 【沈下完了時】 ・法尻での沈下量 最大：23.1 cm（沈下）</td> <td>「小規模建築物基礎設計指針」（日本建築学会 2008年2月）を参考に、用地境界での変位量が2.5 cmを下回ること。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	予測結果	整合を図るべき基準等	盛土に伴う地盤の沈下の程度	圧密度が90%以上となるまでに要する期間 最大：約100ヶ月	「設計要領（道路編）平成24年4月改訂版」の第4章 軟弱地盤対策にある「供用時期が決まっていない場合の放置期間の設定は、基礎地盤の圧密度が80～90%となるまでとする。」を踏まえ、以下のとおりとする。 ・造成工事完了時点で90%以上の圧密度を確保する	周辺地盤の変形の程度	【盛土完了時】 ・計画地周辺での変位量 最大：5.1 cm（隆起） 【沈下完了時】 ・法尻での沈下量 最大：23.1 cm（沈下）	「小規模建築物基礎設計指針」（日本建築学会 2008年2月）を参考に、用地境界での変位量が2.5 cmを下回ること。	<ul style="list-style-type: none"> 盛土計画は、地質調査結果を踏まえ、周辺地盤への影響を考慮したものである。 施工中の盛土表面を締固めし、降雨の滞水や侵食等を抑えるよう配慮する。 工事着工前から工事中にかけて、盛土に伴う圧密沈下量、変形等を観測する。 進出予定企業に対し、周辺地盤への影響を考慮した建築工事計画を立てるよう要請する。 工事中は、地下水採取を行わない。 供用時は、揚水施設で地下水を採取する場合は、「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、水の合理的な使用により地下水の採取の抑制に努め、また、その採取量について適切に把握し、知事に報告するよう要請する。 「吉川市まちづくり整備基準条例」に基づき、宅地開発に際して各戸に雨水浸透枳の設置を促進する。
項目	予測結果	整合を図るべき基準等									
盛土に伴う地盤の沈下の程度	圧密度が90%以上となるまでに要する期間 最大：約100ヶ月	「設計要領（道路編）平成24年4月改訂版」の第4章 軟弱地盤対策にある「供用時期が決まっていない場合の放置期間の設定は、基礎地盤の圧密度が80～90%となるまでとする。」を踏まえ、以下のとおりとする。 ・造成工事完了時点で90%以上の圧密度を確保する									
周辺地盤の変形の程度	【盛土完了時】 ・計画地周辺での変位量 最大：5.1 cm（隆起） 【沈下完了時】 ・法尻での沈下量 最大：23.1 cm（沈下）	「小規模建築物基礎設計指針」（日本建築学会 2008年2月）を参考に、用地境界での変位量が2.5 cmを下回ること。									

表 12-1 (14) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境保全措置
動物	<p>建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事、造成地の存在</p> <p>【回避・低減の観点】 動物に関する環境保全措置は、右に示すとおりである。 着目種を含む計画地内の動物にとって最も影響の大きい、生息環境の消失を回避するため、水田、畑、放棄水田・放棄畑等の計画地の環境を、事業者が実行可能な範囲で残存できるか検討を行ったが、面整備事業である土地区画整理事業ではその性格上、回避・最小化・矯正することは困難であった。 そこで、代償措置として、計画調整池内に開放水面を有する湿地環境を創出し、事業により失われる湿性草地の代替環境として機能させるとともに、鳥類や水生昆虫等の生息環境を創出する。 さらに、公園・緑地を可能な限り広くとり、植栽木も「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準（在来植物による緑化推進のために）」（平成 18 年 3 月 埼玉県環境部みどり自然課）に記載される在来植物を中心に植栽することとした。併せて、進出予定企業内敷地は「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」や「工場立地法」に基づく必要な緑化面積を確保し、植栽木として「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準（在来植物による緑化推進のために）」（平成 18 年 3 月 埼玉県環境部みどり自然課）に記載される在来植物を中心に植栽することを要請する。これにより、植栽木の生長に伴って動物の利用が多くなると考えられ、夏鳥は繁殖地に、冬鳥は越冬地への行き帰りに多くの食餌木の存在を認めれば、一時的に留まることや、周辺地域や上第二大場川を利用しての留鳥の良好な生息環境となることも考えられる。チョウ類も葉が一部の種の幼虫の餌となり、花は成虫が吸蜜に来ることが考えられ、種類数も増加すると考えられる。また、枝葉は他の昆虫類やクモ類の生息環境となるため、動物食の鳥類の来訪も期待されるなど、生息環境を創出する。 また、上第二大場川の堤防に沿って緑地を整備し、創出される調整池の湿性環境、西側の水路用地を連結することにより、周辺の水田環境を結ぶ、動物生息地の移動経路を確保する。 その他、騒音・振動の抑制、濁水の発生の抑制、照明の光の漏洩の抑制等の低減措置を講じる。 これらの環境保全措置を講ずることにより、動物への影響は、事業の特性を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で低減または代償されていると評価する。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 整合を図るべき基準等とした上位計画の目標等について「注目すべき種等の生息環境の保全」の観点から、予測結果との整合が図られているかどうかを評価した。 事業の実施により、計画地内においては、耕作地を中心とした環境がほとんどが変更され、住宅地や商業施設などに変化する。 そこで、代償措置として、計画調整池内に開放水面を有する湿地環境を創出し、事業により失われる湿性草地の代替環境として機能させるとともに、鳥類や水生昆虫等の生息環境を創出する。 さらに、公園・緑地を配置し、「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準（在来植物による緑化推進のために）」に記載される在来植物の中から、食餌木を中心に植栽し、動物の生息環境を創出する。 また、進出予定企業内敷地は、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」や「工場立地法」に基づく必要な緑化面積を確保することにより、緑豊かなゾーンが創出されるものと考えられる。計画地内で交差する主要な道路には、公園・緑地と同じく生物多様性の保全に配慮した樹種を選定し、植樹帯及び植樹ますを設置し、計画地周辺の動物生息環境との連続性を確保する。 また、計画地西側の水路沿い緑地において低木を中心とした植栽を整備するとともに、上第二大場川の堤防上にも連続した緑地を確保し、周辺の水田環境を結ぶ動物の移動経路を確保する。 この他、騒音・振動の抑制、濁水の発生の抑制等、間接的な影響についても対策を講じる。 これらのことから、整合を図るべき基準等との整合は図られていると評価する。</p>	<p><工事中></p> <ul style="list-style-type: none"> 保全種をはじめ移動能力が高い種の改変区域外への移動を容易にするために、工区ごとに段階施工を行い、周辺への逃避を可能にする。 資材運搬等の工事関係車両の運転従事者に対して、哺乳類のロードキル発生を抑制するよう指導する。 工事中に発生する濁水は仮設調整池等で土粒子を沈殿させ上澄み水を排出する。 必要に応じて土砂流出防止柵の設置のほか、造成箇所は速やかに転圧を行うなどして河川への影響を低減する。 造成工事に使用する建設機械は、低騒音、低振動型の使用に努め、騒音、振動の影響を低減する。 資材運搬に使用する車両は計画的かつ効率的な運行管理に努め、搬入が一時的に集中しないように努めるほか、車両の点検・整備、アイドリングストップを徹底し、騒音、振動を低減する。 タヌキ等の夜行性動物への影響を考慮し、工事時間は原則として8時から18時とし、照明の使用を極力減らす。 <p><供用・存在時></p> <ul style="list-style-type: none"> 供用時は夜間照明からの光の漏洩を抑制する。 光源に、紫外光が少ないLEDを積極採用し、光走性を有する昆虫類の誘引を抑制する。 進出予定企業に対しては、光源に、紫外光が少ないLEDを積極採用し、光走性を有する昆虫類の誘引を抑制するよう要請する。 公園では、「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準（在来植物による緑化推進のために）」に記載される在来植物を中心に植栽し、生息環境を創出する。 進出予定企業に対しては、「工場立地法」、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」、「吉川市まちづくり整備基準条例」に基づく必要な緑化面積を確保するよう要請する。 進出予定企業に対しては、植栽木として「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準（在来植物による緑化推進のために）」に記載される在来植物を可能な限り選定するよう要請する。 計画調整池内に、開放水面を有する湿地環境を整備し、鳥類や昆虫類等の生息環境を創出する。 計画地西側の水路沿い緑地において低木を中心とした植栽を整備するとともに、上第二大場川の堤防上にも連続した緑地を確保し、計画地周辺を往来する動物の移動経路を確保する。 	

表 12-1(15) 環境影響評価の概要

項目	要因	環境保全措置
植物	<p style="text-align: center;">予測・評価結果の概要</p> <p>【回避・低減の観点】 植物に関する環境保全措置は、右に示すとおりである。 注目すべき種を含む計画地内の植物にとって最も影響の大きい、生育環境の消失を回避するため水田、畑、放棄水田・放棄畑等、草本類が中心の計画地の環境を、事業者が実行可能な範囲で残存できるか検討を行ったが、面整備事業である土地区画整理事業ではその性格上、回避・最小化・矯正することは困難であった。 そこで、代償措置として、計画調整池内に開放水面を有する湿地環境を創出し、事業により失われる湿性草地の代替環境として機能を持たせるほか、保全すべき植物種のうち、シロバナサクラタゲ、タコノアシ、ヒメミソハギ、マツカサススキ、タタラカンガレイについては、調整池等に創出する湿地環境や計画地外の適地に移植し、生育地を確保する。生育条件の特殊なキタミソウについては、その生育環境を創出・維持できる代償地を確保するとともに、計画地外の適地への移植も検討する。また、新たに公園・緑地を整備するとともに、企業用地内は、「工場立地法」「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき、企業用地内の一部が緑化される。緑化には「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準（在来植物による緑化推進のために）」に記載される在来植物の中から選定されるなど郷土種が中心となる。これら公共緑地や企業内の緑地は時間の経過とともに、逸出等により草本相、低木相が拡大するものと考えられる。 また、工事中における周辺環境への影響を低減するため、濁水の発生抑制を確実に実施する。これらの環境保全措置を講ずることにより、植物への影響は、事業の特性を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で低減または代償されていると評価する。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 整合を図るべき基準等とした上位計画の目標等について「着目種等の生育環境の保全」の観点から、予測結果との整合が図れているかどうかを評価した。 事業の実施により、計画地内においては、耕作地を中心とした環境がほとんど改変され、住宅地や商業施設などに变化する。 このため、代償措置として、計画地内に湿地環境を創出し、事業により失われる湿性草地の代替環境として機能を持たせるほか、保全すべき植物種のうち、シロバナサクラタゲ、タコノアシ、ヒメミソハギ、マツカサススキ、タタラカンガレイ、キタミソウについては、計画地内に創出する湿地環境や計画地外の適地に移植し、生育地を確保する。 また、公園・緑地を配置し、「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準（在来植物による緑化推進のために）」に記載される在来植物を中心に植栽する。 その他、進出予定企業内敷地は、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」や「工場立地法」に基づく必要な緑化面積を確保することにより、緑豊かなゾーンが創出されるものと考えられ、濁水の発生の抑制等、間接的な影響についても対策を講じる。 これらのことから、整合を図るべき基準等との整合は図れていると評価する。</p>	<p><工事中></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事中に発生する濁水は仮設沈砂池や仮設調整池等で土粒子を沈殿させ上澄み水を排出する。 ・ 必要に応じて土砂流出防止柵の設置のほか、造成箇所は速やかに転圧を行うなどして河川への影響を低減する。 <p><供用・存在時></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公園では、「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準（在来植物による緑化推進のために）」に記載される在来植物を中心に植栽し、生息環境を創出する。 ・ 保全すべき植物種については、必要に応じて移植等を行う。 ・ 進出予定企業に対しては、「工場立地法」、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」、「吉川市まちづくり整備基準条例」に基づく必要な緑化面積を確保するよう要請する。 ・ 進出予定企業に対しては、植栽木として「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準（在来植物による緑化推進のために）」に記載される在来植物を可能な限り選定するよう要請する。 ・ 計画調整池内に、開放水面を有する湿地環境を整備し、失われる湿性草地の代替環境として創出する。

表 12-1 (16) 環境影響評価の概要

項目	要因	環境保全措置
生態系	<p>建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事、造成地の存在</p> <p>【回避・低減の観点】 生態系に関する環境保全措置は、右に示すとおりである。 着目種を含む計画地内の動物、植物にとって最も影響の大きい生息・生育環境の消失を回避するため水田、畑、放棄水田・放棄畑等の計画地の環境を、事業者が実行可能な範囲で残存できるか検討を行ったが、面整備事業である土地区画整理事業ではその性格上、回避及び低減することは困難であった。 そこで、代償措置として調整池に湿地環境を整備し、新たに公園・緑地を整備するとともに、植栽木も「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準（在来植物による緑化推進のために）」に記載される在来植物の中から、食餌木を中心に植栽し、生息・生育環境を創出する。また、進出予定企業内敷地は、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」や「工場立地法」に基づく必要な緑化面積を確保し、事業用地の緩衝帯には高木を含む植栽により緑地を配置する。 その他、騒音・振動の抑制、濁水の発生の抑制等の低減措置を講じる。 これらの環境保全措置を講ずることにより、生態系への影響は、事業の特性を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で低減または代償されていると評価する。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 整合を図るべき基準等とした上位計画の目標等について「着目種等の生息・生育環境の保全」の観点から、予測結果との整合が図られているかどうかを評価した。 事業の実施により、計画地内においては、水田耕作地を中心とした環境がほとんど改変され、住居・産業・商業地域に変化する。 このため、代償措置として上第二大場川沿いに設置する調整池に湿地環境を再生するほか、公園・緑地を配置し、「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準（在来植物による緑化推進のために）」に記載される在来植物の中から、食餌木を中心に植栽し、動物の生息環境を創出する。 また、進出予定企業内敷地は、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」や「工場立地法」に基づく必要な緑化面積を確保することにより、緑豊かなゾーンが創出されるものと考えられる。計画地内で交差する主要な道路には、公園・緑地と同じく生物多様性の保全に配慮した樹種を選定し、植樹帯及び植樹ますを設置し、計画地周辺の動物生息環境の連続性を確保する。この他、騒音・振動の抑制、濁水の発生の抑制等、間接的な影響についても対策を講じる。 そのほか、ホンダタヌキ等の動物の移動に配慮し、計画地西側の水路沿い緑地において低木を中心とした植栽を整備するとともに、上第二大場川の堤防上にも連続した緑地を確保し、計画地周辺を往来する動物の移動経路を確保する。 これらのことから、整合を図るべき基準等との整合は図られていると評価する。</p>	<p><工事中></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保全種をはじめ移動能力が高い種の改変区域外への移動を容易にするために工区ごとに段階施工を行い、周辺への逃避を可能にする。 ・ 資材運搬等の工事関係車両の運転従事者に対して、哺乳類のロードキル発生を抑制するよう指導する。 ・ 工事中に発生する濁水は仮設沈砂池や仮設調整池等で土粒子を沈殿させ上澄み水を排出する。 ・ 必要に応じて土砂流出防止柵の設置のほか、造成箇所は速やかに転圧を行うなどして河川への影響を低減する。 ・ 造成工事に使用する建設機械は、低騒音、低振動型の使用に努め、騒音、振動の影響を低減する。 ・ 資材運搬に使用する車両は計画的かつ効率的な運行管理に努め、搬出入が一時的に集中しないように努めるほか、車両の点検・整備、アイドリングストップを徹底し、騒音、振動を低減する。 ・ タヌキ等の夜行性動物への影響を考慮し、工事時間は原則として8時から18時とし、照明の使用を極力減らす。 <p><供用・存在時></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 供用時は夜間照明からの光の漏洩を抑制する。 ・ 光源に、紫外光が少ないLEDを積極採用し、光走性を有する昆虫類の誘引を抑制する。 ・ 進出予定企業に対しては、光源に、紫外光が少ないLEDを積極採用し、光走性を有する昆虫類の誘引を抑制するよう要請する。 ・ 公園では、「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準（在来植物による緑化推進のために）」に記載される在来植物を中心に植栽し、生息環境を創出する。 ・ 進出予定企業に対しては、「工場立地法」、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」、「吉川市まちづくり整備基準条例」に基づく必要な緑化面積を確保するよう要請する。 ・ 進出予定企業に対しては、植栽木として「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準（在来植物による緑化推進のために）」に記載される在来植物を可能な限り選定するよう要請する。 ・ 計画調整池内に、開放水面を有する湿地環境を整備し、水辺を利用する各種生物の生息・生育環境として創出する。 ・ 計画地西側の水路沿い緑地において低木を中心とした植栽を整備するとともに、上第二大場川の堤防上にも連続した緑地を確保し、計画地周辺を往来する動物の移動経路を確保する。

表 12-1 (17) 環境影響評価の概要

項目	要因	環境保全措置							
景観	<p>【回避・低減の観点】 造成地・施設の存在に伴い主要な眺望景観の変化が考えられるが、右に示す環境保全措置を講ずることで、周辺環境へ及ぼす影響の低減に努める。 したがって、本事業の実施に伴う主要な眺望景観へ及ぼす影響は、事業者の実行可能な範囲で可能な限り低減されていると評価する。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 整合を図るべき基準等と予測結果との比較は、下表に示すとおりであり、本事業の実施に伴う主要な眺望景観の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区計画において、建物の高さ、壁面の位置、垣又は柵の構造などに制限を定める。 ・ 公園や主要な道路に面する部分に、地域に適した種を植栽する。 ・ 建築物のデザインは、埼玉県景観計画に定められた色彩の制限基準や景観形成基準を遵守し、周辺景観へ配慮するよう要請する。 							
	<p>造成地・施設の存在に伴う主要な眺望景観の評価</p>								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="256 622 413 651">項目</th> <th data-bbox="413 622 708 651">予測結果</th> <th data-bbox="708 622 1086 651">整合を図るべき基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="256 651 413 1093">近景</td> <td data-bbox="413 651 708 1093"> 供用時の近景の主要な眺望景観は、進出予定企業や集合住宅、商業施設などの建物により、眺望景観は変化すると考えられるが、敷地周縁に地域に適した高木等の樹種を植栽することで、建物による圧迫感を緩和し、周辺景観との調和が図られると予測する。 </td> <td data-bbox="708 651 1086 1093"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の外壁や物件の堆積の遮蔽物など、外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材や色彩とすること。また、外観を構成するものに照明を行う場合は、周辺の景観と調和した光色等とすること。 ・ 建築物等の大きさは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにすること。 ・ 建築物等の形態は、周辺のまちなみや建築物の形態と調和した形態とすること。外観を構成するものは、周辺の景観との連続性に配慮し、位置をそろえること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 1093 413 1695">建築物等のデザイン</td> <td data-bbox="413 1093 708 1695"> 建物の建築にあたっては、進出予定企業や集合住宅建設業者に対し、埼玉県景観計画に定めた「色彩の制限基準」の色彩を基調とする配色を採用し、周辺景観との調和に努めるよう要請する。 </td> <td data-bbox="708 1093 1086 1695"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外壁など外観を構成するものは、原色に近い色彩や点滅する照明は避けること。多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・ 屋外階段は、建築物本体と調和した外形及び色彩とすること。 ・ 屋上設備等は、外部から直接見えにくいように壁面、ルーバー等で囲うこと。ルーバー等は建築物本体と調和する外形及び色彩とすること。 ・ 敷地内には、県産植木類等、地域の景観に調和した樹種を植栽すること。それらは道路等の公共空間に面する部分に植栽すること。 ・ 資材等を堆積する場合は、人の視線より低く整然と堆積し、堆積物の周辺は植栽等で遮蔽すること。 </td> </tr> </tbody> </table>		項目	予測結果	整合を図るべき基準等	近景	供用時の近景の主要な眺望景観は、進出予定企業や集合住宅、商業施設などの建物により、眺望景観は変化すると考えられるが、敷地周縁に地域に適した高木等の樹種を植栽することで、建物による圧迫感を緩和し、周辺景観との調和が図られると予測する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の外壁や物件の堆積の遮蔽物など、外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材や色彩とすること。また、外観を構成するものに照明を行う場合は、周辺の景観と調和した光色等とすること。 ・ 建築物等の大きさは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにすること。 ・ 建築物等の形態は、周辺のまちなみや建築物の形態と調和した形態とすること。外観を構成するものは、周辺の景観との連続性に配慮し、位置をそろえること。 	建築物等のデザイン
項目	予測結果	整合を図るべき基準等							
近景	供用時の近景の主要な眺望景観は、進出予定企業や集合住宅、商業施設などの建物により、眺望景観は変化すると考えられるが、敷地周縁に地域に適した高木等の樹種を植栽することで、建物による圧迫感を緩和し、周辺景観との調和が図られると予測する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の外壁や物件の堆積の遮蔽物など、外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材や色彩とすること。また、外観を構成するものに照明を行う場合は、周辺の景観と調和した光色等とすること。 ・ 建築物等の大きさは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにすること。 ・ 建築物等の形態は、周辺のまちなみや建築物の形態と調和した形態とすること。外観を構成するものは、周辺の景観との連続性に配慮し、位置をそろえること。 							
建築物等のデザイン	建物の建築にあたっては、進出予定企業や集合住宅建設業者に対し、埼玉県景観計画に定めた「色彩の制限基準」の色彩を基調とする配色を採用し、周辺景観との調和に努めるよう要請する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外壁など外観を構成するものは、原色に近い色彩や点滅する照明は避けること。多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・ 屋外階段は、建築物本体と調和した外形及び色彩とすること。 ・ 屋上設備等は、外部から直接見えにくいように壁面、ルーバー等で囲うこと。ルーバー等は建築物本体と調和する外形及び色彩とすること。 ・ 敷地内には、県産植木類等、地域の景観に調和した樹種を植栽すること。それらは道路等の公共空間に面する部分に植栽すること。 ・ 資材等を堆積する場合は、人の視線より低く整然と堆積し、堆積物の周辺は植栽等で遮蔽すること。 							

表 12-1 (18) 環境影響評価の概要

項目	要因	環境保全措置						
日照阻害	<p>【回避・低減の観点】 予測の結果、秋分の日において、想定建物による日陰は周辺農地では生じないと予測され、農作物に与える影響はないと考えられる。ただし、現時点で本地区への進出予定企業等は未定であり、建築計画は各進出予定企業等が検討していくことになるため、進出予定企業等に対しては、農地に日陰の影響を及ぼさないように建物配置や高さに配慮した建築計画とするよう要請していくものとする。 したがって、施設の存在に伴う日陰による農作物への影響は、事業者の実行可能な範囲内で可能な限り低減が図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;">施設の存在に伴う日照阻害の評価</p> <table border="1" data-bbox="279 593 1066 734"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予測結果</th> <th>整合を図るべき基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>周辺農地へ及ぼす日陰の影響</td> <td>想定した進出予定企業の建物により、周辺農地において秋分の日の日陰は生じない。</td> <td>日陰時間(秋分の日において、真太陽時による午前6時から午後6時までの間に日陰となる時間をいう。)が3時間を超えないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	予測結果	整合を図るべき基準等	周辺農地へ及ぼす日陰の影響	想定した進出予定企業の建物により、周辺農地において秋分の日の日陰は生じない。	日陰時間(秋分の日において、真太陽時による午前6時から午後6時までの間に日陰となる時間をいう。)が3時間を超えないこと。	<ul style="list-style-type: none"> 農地に日陰の影響を及ぼさないように、建物配置や高さに配慮するよう要請する。
項目	予測結果	整合を図るべき基準等						
周辺農地へ及ぼす日陰の影響	想定した進出予定企業の建物により、周辺農地において秋分の日の日陰は生じない。	日陰時間(秋分の日において、真太陽時による午前6時から午後6時までの間に日陰となる時間をいう。)が3時間を超えないこと。						
電波障害	<p>【回避・低減の観点】 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、施設の存在に伴う電波受信への影響の回避に努める。 したがって、施設の存在に伴う電波受信への影響は、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避・低減が図られていると評価する。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 東京スカイツリー局、浦和局(テレビ埼玉)とも、遮へい障害予測範囲は概ね計画地内にとどまることから、計画建築物による受信障害は生じないと予測する。 なお、工事の進捗により、受信障害予測範囲以外において障害が生じた場合には、現地調査を行い、本事業に起因する障害であると判明した場合には、速やかに受信状況に応じた適切な対策を講じる。 したがって、施設の存在に伴う電波受信への影響の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 進出予定企業に対しては、電波受信への影響が可能な限り低減されるように、建築物・工作物の高さ、配置(向き)形状、材質等を検討するよう要請する。 建築工事段階において、受信障害が発生する範囲について事前の確認を行うとともに、事業実施後に建築物の影響による電波障害が発生した場合には、電波障害の状況に応じ、受信施設の設置や有線テレビジョン放送の活用等、適切な措置を講じるよう要請する。 						

表 12-1 (19) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境保全措置																																																																																																							
廃棄物等	造成等の工事	<p>【排出抑制の観点】 造成等の工事において、右に示す環境保全措置を講ずることで、廃棄物の排出抑制に努める。また、建築工事に伴う廃棄物については、進出予定企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進等、廃棄物の適正処理に努めるよう要請することにより、排出抑制に努めていく。</p> <p>したがって、造成等の工事に伴う廃棄物は、事業者の実行可能な範囲で可能な限り排出抑制が図られていると評価する。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 既存構造物の撤去に伴う廃棄物の予測結果については、コンクリートがら、アスファルトがら、木くず及び金属くずの再資源化率はいずれも100%であり、整合を図るべき基準等とした「建設リサイクル推進計画2014」（平成26年9月、国土交通省）に掲げている産業廃棄物の平成30年度目標値を満足するとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに「循環型社会形成推進基本法」の事業者の責務を遵守すると考える。</p> <p>樹木等の伐採に伴う廃棄物の予測結果と整合を図るべき基準等の比較については、発生する廃棄物等は、堆肥化等の再資源化を行う中間処理施設へ受け入れ可能な限度まで搬入し、超過分は専門業者に委託し適切に処理する予定であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに「循環型社会形成推進基本法」の事業者の責務を遵守すると考える。</p> <p>建築工事に伴う廃棄物の予測結果と整合を図るべき基準等の比較については、再資源化率は50.0%であるが、進出予定企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進等、廃棄物の適正処理に努めるよう要請することから、整合を図るべき基準等とした「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに「循環型社会形成推進基本法」の事業者の責務、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の建設業を営む者の責務を遵守すると考える。</p> <p>したがって、造成等の工事に伴う廃棄物等の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;">既存構造物の撤去に伴う廃棄物の評価</p> <table border="1" data-bbox="284 1010 1102 1507"> <thead> <tr> <th rowspan="2">廃棄物の種類</th> <th colspan="3">予測結果</th> <th colspan="3">整合を図るべき基準等</th> </tr> <tr> <th>発生量 (t)</th> <th>再資源化率 (%)</th> <th>処理方法</th> <th>再資源化率 目標値 (%)</th> <th>適・否</th> <th>事業者の責務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td>5,640.0</td> <td>100.0</td> <td>再生プラント</td> <td>99%以上</td> <td>○</td> <td rowspan="9"> <ul style="list-style-type: none"> 自らの責任において適正に処理する。 再生利用等により減量に努める。 廃棄物等の抑制及び循環的な利用に努めるとともに、これに必要な措置を講ずる。 </td> </tr> <tr> <td>アスファルト塊</td> <td>758.5</td> <td>100.0</td> <td>等で再資源化</td> <td>99%以上</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>がれき類</td> <td>4,611.5</td> <td>100.0</td> <td>製鉄等原材料として売却し再資源化</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>金属くず</td> <td>329.2</td> <td>100.0</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ガラス・陶磁器くず</td> <td>148.4</td> <td>0.0</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック類</td> <td>23.7</td> <td>0.0</td> <td>安定型処分場等に埋立</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>木くず</td> <td>107.6</td> <td>100.0</td> <td>再生プラント等で再資源化</td> <td>95%以上</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>133.0</td> <td>0.0</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>11,751.9</td> <td>97.4</td> <td>—</td> <td>96%以上</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">樹木等の伐採に伴う廃棄物の評価</p> <table border="1" data-bbox="276 1563 1110 1753"> <thead> <tr> <th rowspan="2">廃棄物の種類</th> <th colspan="3">予測結果</th> <th colspan="2">整合を図るべき基準等</th> </tr> <tr> <th>発生量 (t)</th> <th>再資源化率 (%)</th> <th>処理方法</th> <th colspan="2">事業者の責務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>植物性廃棄物</td> <td>12.77</td> <td>—</td> <td>堆肥化等の再資源化を行う中間処理施設へ受け入れ可能な限度まで搬入し、超過分は専門業者に委託し適切に処理する。</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 自らの責任において適正に処理する。 再生利用等により減量に努める。 廃棄物等の抑制及び循環的な利用に努めるとともに、これに必要な措置を講ずる。 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">建築工事に伴う廃棄物の評価</p> <table border="1" data-bbox="272 1809 1114 1977"> <thead> <tr> <th rowspan="2">廃棄物の種類</th> <th colspan="3">予測結果</th> <th colspan="2">整合を図るべき基準等</th> </tr> <tr> <th>発生量 (t)</th> <th>再資源化率 (%)</th> <th>処理方法</th> <th colspan="2">事業者の責務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築廃棄物</td> <td>11,752.9</td> <td>50.0</td> <td>進出予定企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進等、廃棄物の適正処理に努めるよう要請する。</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 自らの責任において適正に処理する。 再生利用等により減量に努める。 廃棄物等の抑制及び循環的な利用に努めるとともに、これに必要な措置を講ずる。 </td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物の種類	予測結果			整合を図るべき基準等			発生量 (t)	再資源化率 (%)	処理方法	再資源化率 目標値 (%)	適・否	事業者の責務	コンクリート塊	5,640.0	100.0	再生プラント	99%以上	○	<ul style="list-style-type: none"> 自らの責任において適正に処理する。 再生利用等により減量に努める。 廃棄物等の抑制及び循環的な利用に努めるとともに、これに必要な措置を講ずる。 	アスファルト塊	758.5	100.0	等で再資源化	99%以上	○	がれき類	4,611.5	100.0	製鉄等原材料として売却し再資源化	—	—	金属くず	329.2	100.0	—	—	—	ガラス・陶磁器くず	148.4	0.0	—	—	—	廃プラスチック類	23.7	0.0	安定型処分場等に埋立	—	—	木くず	107.6	100.0	再生プラント等で再資源化	95%以上	○	その他	133.0	0.0	—	—	—	合計	11,751.9	97.4	—	96%以上	○	—	廃棄物の種類	予測結果			整合を図るべき基準等		発生量 (t)	再資源化率 (%)	処理方法	事業者の責務		植物性廃棄物	12.77	—	堆肥化等の再資源化を行う中間処理施設へ受け入れ可能な限度まで搬入し、超過分は専門業者に委託し適切に処理する。	<ul style="list-style-type: none"> 自らの責任において適正に処理する。 再生利用等により減量に努める。 廃棄物等の抑制及び循環的な利用に努めるとともに、これに必要な措置を講ずる。 		廃棄物の種類	予測結果			整合を図るべき基準等		発生量 (t)	再資源化率 (%)	処理方法	事業者の責務		建築廃棄物	11,752.9	50.0	進出予定企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進等、廃棄物の適正処理に努めるよう要請する。	<ul style="list-style-type: none"> 自らの責任において適正に処理する。 再生利用等により減量に努める。 廃棄物等の抑制及び循環的な利用に努めるとともに、これに必要な措置を講ずる。 		<ul style="list-style-type: none"> 既存構造物の撤去に伴い発生する廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再使用等の促進を図るとともに、廃棄物となるものに関しては、専門業者に委託し、適切に処分する。 建築工事に伴い発生する廃棄物は、進出予定企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進等、廃棄物の適正処理に努めるよう要請する。
廃棄物の種類	予測結果			整合を図るべき基準等																																																																																																						
	発生量 (t)	再資源化率 (%)	処理方法	再資源化率 目標値 (%)	適・否	事業者の責務																																																																																																				
コンクリート塊	5,640.0	100.0	再生プラント	99%以上	○	<ul style="list-style-type: none"> 自らの責任において適正に処理する。 再生利用等により減量に努める。 廃棄物等の抑制及び循環的な利用に努めるとともに、これに必要な措置を講ずる。 																																																																																																				
アスファルト塊	758.5	100.0	等で再資源化	99%以上	○																																																																																																					
がれき類	4,611.5	100.0	製鉄等原材料として売却し再資源化	—	—																																																																																																					
金属くず	329.2	100.0	—	—	—																																																																																																					
ガラス・陶磁器くず	148.4	0.0	—	—	—																																																																																																					
廃プラスチック類	23.7	0.0	安定型処分場等に埋立	—	—																																																																																																					
木くず	107.6	100.0	再生プラント等で再資源化	95%以上	○																																																																																																					
その他	133.0	0.0	—	—	—																																																																																																					
合計	11,751.9	97.4	—	96%以上	○		—																																																																																																			
廃棄物の種類	予測結果			整合を図るべき基準等																																																																																																						
	発生量 (t)	再資源化率 (%)	処理方法	事業者の責務																																																																																																						
植物性廃棄物	12.77	—	堆肥化等の再資源化を行う中間処理施設へ受け入れ可能な限度まで搬入し、超過分は専門業者に委託し適切に処理する。	<ul style="list-style-type: none"> 自らの責任において適正に処理する。 再生利用等により減量に努める。 廃棄物等の抑制及び循環的な利用に努めるとともに、これに必要な措置を講ずる。 																																																																																																						
廃棄物の種類	予測結果			整合を図るべき基準等																																																																																																						
	発生量 (t)	再資源化率 (%)	処理方法	事業者の責務																																																																																																						
建築廃棄物	11,752.9	50.0	進出予定企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進等、廃棄物の適正処理に努めるよう要請する。	<ul style="list-style-type: none"> 自らの責任において適正に処理する。 再生利用等により減量に努める。 廃棄物等の抑制及び循環的な利用に努めるとともに、これに必要な措置を講ずる。 																																																																																																						

表 12-1 (20) 環境影響評価の概要

項目	要因	環境保全措置																							
廃棄物等	<p style="text-align: center;">予測・評価結果の概要</p> <p>【排出抑制の観点】 《廃棄物等の状況》 施設の稼働に伴い廃棄物の排出は、右に示す環境保全措置を講ずることで、廃棄物の排出抑制に努める。 したがって、施設の稼働に伴う廃棄物の影響は、事業者の実行可能な範囲で可能な限り低減が図られていると評価する。</p> <p>《雨水及び処理水の状況》 施設の稼働に伴い事業系排水及び生活排水・汚水の発生が考えられるが、公共下水道に排水する計画である。 また、右に示す環境保全措置を講ずることで、雨水及び処理水の再利用に努める。 したがって、施設の稼働に伴う雨水及び処理水は、事業者の実行可能な範囲で可能な限り低減が図られていると評価する。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 《廃棄物等の状況》 施設の稼働に伴う産業廃棄物の排出において、定量的に予測可能な再利用率は 36.8% である。また、進出予定企業に対し、産業廃棄物の適正処理に努めるよう要請することにより、整合を図るべき基準等とした「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」並びに「循環型社会形成推進基本法」における事業者の責務を遵守すると考える。 したがって、施設の稼働に伴う廃棄物等の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;">施設の稼働に伴う廃棄物の評価</p> <table border="1" data-bbox="261 983 1082 1308"> <thead> <tr> <th rowspan="2">廃棄物の種類</th> <th colspan="2">予測結果</th> <th colspan="2">整合を図るべき基準等</th> </tr> <tr> <th>排出量 (t/年)</th> <th>再生利用率 (%)</th> <th>処理方法</th> <th>事業者の責務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業廃棄物</td> <td>6,498.6</td> <td>36.8</td> <td>進出予定企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進等、廃棄物の適正処理に努めるよう要請する。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 自らの責任において適正に処理する。 再生利用等により減量に努める。 廃棄物等の抑制及び循環的な利用に努めるとともに、これに必要な措置を講ずる。 原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するように努める。 事業に係る製品が長期間使用されることを促進するよう努めるとともに、再生資源若しくは再生部品として利用することを促進するよう努める。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>《雨水及び処理水の状況》 施設の稼働に伴う事業系排水、生活雑排水並びに汚水の排出は、公共下水道に排水する計画である。 また、進出予定企業に対し、雨水及び処理水についての再利用に努めるよう要請することにより、整合を図るべき基準等とした「埼玉県環境基本計画」の施策と整合が図られていると考える。 したがって、施設の稼働に伴う雨水及び処理水の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;">施設の稼働に伴う雨水及び処理水の評価</p> <table border="1" data-bbox="261 1632 1082 1832"> <thead> <tr> <th>排水の種類</th> <th>処理方法</th> <th>整合を図るべき基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業系排水 生活雑排水 汚水</td> <td>公共下水道に排水。 進出予定企業に対し、水循環利用等の促進に努めるよう要請する。</td> <td>可能な限り上位施策に沿うよう下記を要請する。 【施策展開の方向】 水循環の健全化と地盤環境の保全 (1) 水利用の合理化等の推進</td> </tr> <tr> <td>雨水</td> <td>調整池を経由し、上第二大場川に放流。 進出予定企業に対し、建物に降った雨水の有効利用に努めるよう要請する。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物の種類	予測結果		整合を図るべき基準等		排出量 (t/年)	再生利用率 (%)	処理方法	事業者の責務	産業廃棄物	6,498.6	36.8	進出予定企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進等、廃棄物の適正処理に努めるよう要請する。	<ul style="list-style-type: none"> 自らの責任において適正に処理する。 再生利用等により減量に努める。 廃棄物等の抑制及び循環的な利用に努めるとともに、これに必要な措置を講ずる。 原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するように努める。 事業に係る製品が長期間使用されることを促進するよう努めるとともに、再生資源若しくは再生部品として利用することを促進するよう努める。 	排水の種類	処理方法	整合を図るべき基準等	事業系排水 生活雑排水 汚水	公共下水道に排水。 進出予定企業に対し、水循環利用等の促進に努めるよう要請する。	可能な限り上位施策に沿うよう下記を要請する。 【施策展開の方向】 水循環の健全化と地盤環境の保全 (1) 水利用の合理化等の推進	雨水	調整池を経由し、上第二大場川に放流。 進出予定企業に対し、建物に降った雨水の有効利用に努めるよう要請する。		<ul style="list-style-type: none"> 進出予定企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進等、廃棄物の適正処理に努めるよう要請する。 進出予定企業に対し、建物に降った雨水の有効利用に努めるよう要請する。 進出予定企業に対し、水循環利用等の促進に努めるよう要請する。
廃棄物の種類	予測結果		整合を図るべき基準等																						
	排出量 (t/年)	再生利用率 (%)	処理方法	事業者の責務																					
産業廃棄物	6,498.6	36.8	進出予定企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進等、廃棄物の適正処理に努めるよう要請する。	<ul style="list-style-type: none"> 自らの責任において適正に処理する。 再生利用等により減量に努める。 廃棄物等の抑制及び循環的な利用に努めるとともに、これに必要な措置を講ずる。 原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するように努める。 事業に係る製品が長期間使用されることを促進するよう努めるとともに、再生資源若しくは再生部品として利用することを促進するよう努める。 																					
排水の種類	処理方法	整合を図るべき基準等																							
事業系排水 生活雑排水 汚水	公共下水道に排水。 進出予定企業に対し、水循環利用等の促進に努めるよう要請する。	可能な限り上位施策に沿うよう下記を要請する。 【施策展開の方向】 水循環の健全化と地盤環境の保全 (1) 水利用の合理化等の推進																							
雨水	調整池を経由し、上第二大場川に放流。 進出予定企業に対し、建物に降った雨水の有効利用に努めるよう要請する。																								

表 12-1 (21) 環境影響評価の概要

項目	要因	環境保全措置																																									
温室効果ガス等	<p>【回避・低減の観点】 工事中における温室効果ガスの排出は、建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、樹木の伐採に伴うものが考えられるが、右に示すように環境保全措置を講ずることで、排出量を削減し、地球温暖化への影響の低減に努める。 定量的に予測可能な環境保全措置による温室効果ガス排出量の削減率は 4.3%である。 これ以外に定性的な環境保全措置を講ずることにより、さらなる削減に努める。 したがって、工事中における温室効果ガス等の排出は、事業者の実行可能な範囲内で可能な限り低減されていると評価する。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 工事中において、定量的に予測可能な環境保全措置による温室効果ガス排出量の削減率は 4.3%であり、整合を図るべき基準等としたケース 1 のベースラインの CO₂ 排出量の低減が図られている。 また、建設機械の稼働時間の短縮に努める等、定性的な環境保全措置を講ずることにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の事業者の責務を遵守すると考える。 「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050」は、「低炭素社会づくり行動計画」(平成 20 年 7 月)の中で掲げている温室効果ガス排出量を現状から 60~80%削減する長期目標を踏まえた削減目標としている。このため、「低炭素社会づくり行動計画」に基づく予測を行ったケース 2 において、CO₂ 排出量の低減が図られており、右に示す環境保全措置に努めるとともに、「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050」の施策を推進することにより、排出量の削減が図られると考える。 したがって、工事中における温室効果ガス等の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;">予測ケースの設定</p> <table border="1" data-bbox="288 1016 1058 1104"> <thead> <tr> <th>予測ケース</th> <th>ケース 1</th> <th>ケース 2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内容</td> <td>一般的な事業計画に基づくベースライン</td> <td>ベースラインに本事業の定量的な環境保全措置を反映</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">工事中における定量的な保全措置 (ケース 2 に反映)</p> <table border="1" data-bbox="288 1160 1058 1332"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>環境保全措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設機械の稼働</td> <td>低燃費型建設機械の採用により、バックホウの燃料使用量を 3%低減させる。</td> </tr> <tr> <td>資材運搬等の車両の走行</td> <td>エコドライブの推進により、工所用大型車両の燃費を 7%向上 (通勤用小型車は 10%) させる。</td> </tr> <tr> <td>樹木の伐採</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">工事中における温室効果ガス排出量の削減の程度 (工事期間全体: 約 3 年)</p> <table border="1" data-bbox="296 1386 1046 1617"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">CO₂ 換算排出量 (t-CO₂)</th> <th rowspan="2">削減量 (t-CO₂)</th> <th rowspan="2">削減率 (%)</th> </tr> <tr> <th>ケース 1</th> <th>ケース 2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設機械の稼働</td> <td>12,699.2</td> <td>12,536.9</td> <td>162.4</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>資材運搬等の車両の走行</td> <td>17,549.2</td> <td>16,402.9</td> <td>1,146.3</td> <td>6.5</td> </tr> <tr> <td>樹木の伐採</td> <td colspan="2">10.8</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>30,259.3</td> <td>28,950.6</td> <td>1,308.7</td> <td>4.3</td> </tr> </tbody> </table>	予測ケース	ケース 1	ケース 2	内容	一般的な事業計画に基づくベースライン	ベースラインに本事業の定量的な環境保全措置を反映	区分	環境保全措置	建設機械の稼働	低燃費型建設機械の採用により、バックホウの燃料使用量を 3%低減させる。	資材運搬等の車両の走行	エコドライブの推進により、工所用大型車両の燃費を 7%向上 (通勤用小型車は 10%) させる。	樹木の伐採	—	区分	CO ₂ 換算排出量 (t-CO ₂)		削減量 (t-CO ₂)	削減率 (%)	ケース 1	ケース 2	建設機械の稼働	12,699.2	12,536.9	162.4	1.3	資材運搬等の車両の走行	17,549.2	16,402.9	1,146.3	6.5	樹木の伐採	10.8		0.0	0.0	合計	30,259.3	28,950.6	1,308.7	4.3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事計画を検討し、計画的かつ効率的な建設機械の稼働時間の短縮に徹底する。 ・ 建設機械は、低燃費型や省エネ機構搭載型のものを使用するように徹底する。 ・ 建設機械のアイドルングストップを徹底する。 ・ 建設機械の整備・点検を徹底する。 ・ 運行計画を検討し、資材運搬等の車両の計画的かつ効率的な運行に徹底する。 ・ 資材運搬等の車両は、低燃費型・低公害型のものを使うように徹底する。 ・ 資材運搬等の車両のエコドライブを推進する。
予測ケース	ケース 1	ケース 2																																									
内容	一般的な事業計画に基づくベースライン	ベースラインに本事業の定量的な環境保全措置を反映																																									
区分	環境保全措置																																										
建設機械の稼働	低燃費型建設機械の採用により、バックホウの燃料使用量を 3%低減させる。																																										
資材運搬等の車両の走行	エコドライブの推進により、工所用大型車両の燃費を 7%向上 (通勤用小型車は 10%) させる。																																										
樹木の伐採	—																																										
区分	CO ₂ 換算排出量 (t-CO ₂)		削減量 (t-CO ₂)	削減率 (%)																																							
	ケース 1	ケース 2																																									
建設機械の稼働	12,699.2	12,536.9	162.4	1.3																																							
資材運搬等の車両の走行	17,549.2	16,402.9	1,146.3	6.5																																							
樹木の伐採	10.8		0.0	0.0																																							
合計	30,259.3	28,950.6	1,308.7	4.3																																							

表 12-1 (22) 環境影響評価の概要

項目	要因	環境保全措置																																									
温室効果ガス等	<p>【回避・低減の観点】 存在・供用時においては、樹木の植栽に伴う温室効果ガスの吸収、施設の稼働、自動車交通の発生に伴う温室効果ガスの排出が考えられるが、右に示すように環境保全措置を講ずることで、排出量を削減し、地球温暖化への影響の低減に努める。 定量的に予測可能な環境保全措置による温室効果ガス排出量の削減率は 10.8%である。 これ以外に定性的な右に示す環境保全措置を講ずることにより、さらなる削減に努めていく。 したがって、存在・供用時における温室効果ガス等の排出は、事業者の実行可能な範囲内で可能な限り低減されていると評価する。</p> <p>【基準、目標等との整合の観点】 存在・供用時において、定量的に予測可能な環境保全措置による温室効果ガス排出量の削減率は 9.2%であり、供用開始予定の平成 28(2016)年度から「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050」掲げる 2020 年における 25%削減には届かないものの、進出予定企業に対し、設定した削減目標を達成するための取り組みを推進するよう要請する等、定性的な環境保全措置を講ずることで、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の事業者の責務を遵守すると考える。 したがって、存在・供用時における温室効果ガス等の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;">予測ケースの設定</p> <table border="1" data-bbox="288 904 1058 994"> <thead> <tr> <th>予測ケース</th> <th>ケース 1</th> <th>ケース 2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内容</td> <td>一般的な事業計画に基づくベースライン</td> <td>ベースラインに本事業の定量的な環境保全措置を反映</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">存在・供用時における定量的な保全措置（ケース 2 に反映）</p> <table border="1" data-bbox="288 1048 1058 1305"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>環境保全措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>樹木の植栽</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>施設の稼働</td> <td>エネルギー消費量がベースライン比 25%削減となるような建築計画及び設備計画とするよう推進する。 例)・太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入 ・LED 照明の導入 ・施設の断熱構造化 など</td> </tr> <tr> <td>自動車交通の発生</td> <td>エコドライブの推進により、燃料使用量を 7%向上（通勤小型車は 10%）させる。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">存在・供用時における温室効果ガス排出量及び削減の程度（存在・供用時：年間）</p> <table border="1" data-bbox="272 1357 1074 1563"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">CO₂ 換算排出量 (t-CO₂/年)</th> <th rowspan="2">削減量 (t-CO₂/年)</th> <th rowspan="2">削減率 (%)</th> </tr> <tr> <th>ケース 1</th> <th>ケース 2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設の稼働</td> <td>65,579.3</td> <td>49,184.5</td> <td>16,394.8</td> <td>25.0</td> </tr> <tr> <td>自動車交通の発生</td> <td>329,548.9</td> <td>303,254.1</td> <td>26,294.8</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>樹木の伐採</td> <td></td> <td>-186.1</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>394,942.1</td> <td>352,252.5</td> <td>42,689.6</td> <td>10.8</td> </tr> </tbody> </table>	予測ケース	ケース 1	ケース 2	内容	一般的な事業計画に基づくベースライン	ベースラインに本事業の定量的な環境保全措置を反映	区分	環境保全措置	樹木の植栽	—	施設の稼働	エネルギー消費量がベースライン比 25%削減となるような建築計画及び設備計画とするよう推進する。 例)・太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入 ・LED 照明の導入 ・施設の断熱構造化 など	自動車交通の発生	エコドライブの推進により、燃料使用量を 7%向上（通勤小型車は 10%）させる。	区分	CO ₂ 換算排出量 (t-CO ₂ /年)		削減量 (t-CO ₂ /年)	削減率 (%)	ケース 1	ケース 2	施設の稼働	65,579.3	49,184.5	16,394.8	25.0	自動車交通の発生	329,548.9	303,254.1	26,294.8	8.0	樹木の伐採		-186.1	0.0	0.0	合計	394,942.1	352,252.5	42,689.6	10.8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木と草地を組み合わせで最大限の植栽を実施する。 ・ 積極的に敷地内緑化を推進するとともに、建築物の屋上緑化、壁面緑化等に努めるよう要請する。 ・ 進出予定企業に対し、建築計画及び設計計画にあたり、省エネルギー対策に努めるよう要請する。 ・ 進出予定企業に対し、法令等を遵守し、設定した削減目標を達成するための取り組みを推進するよう要請する。 ・ 関連車両は低燃費型・低公害型の車両を使用するよう要請する。 ・ 関連車両のエコドライブを推進するよう要請する。
予測ケース	ケース 1	ケース 2																																									
内容	一般的な事業計画に基づくベースライン	ベースラインに本事業の定量的な環境保全措置を反映																																									
区分	環境保全措置																																										
樹木の植栽	—																																										
施設の稼働	エネルギー消費量がベースライン比 25%削減となるような建築計画及び設備計画とするよう推進する。 例)・太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入 ・LED 照明の導入 ・施設の断熱構造化 など																																										
自動車交通の発生	エコドライブの推進により、燃料使用量を 7%向上（通勤小型車は 10%）させる。																																										
区分	CO ₂ 換算排出量 (t-CO ₂ /年)		削減量 (t-CO ₂ /年)	削減率 (%)																																							
	ケース 1	ケース 2																																									
施設の稼働	65,579.3	49,184.5	16,394.8	25.0																																							
自動車交通の発生	329,548.9	303,254.1	26,294.8	8.0																																							
樹木の伐採		-186.1	0.0	0.0																																							
合計	394,942.1	352,252.5	42,689.6	10.8																																							